

振興局・市町村協働ガバナンス事業  
平成28年度実施報告書

平成29年4月  
北海道

## 目 次

|   |                      |    |
|---|----------------------|----|
| 1 | 事業に至る経緯              | 1  |
|   | （1）道内市町村の状況          | 1  |
|   | （2）道と市町村との連携の検討      | 3  |
|   | （3）檜山地域について          | 4  |
| 2 | 協働に向けた検討の実施          | 7  |
|   | （1）事業の概要             | 7  |
|   | （2）モデル地域検討会における議論    | 8  |
|   | （3）モデル地域検討会各部会による検討  | 9  |
|   | ア 法制執務の検討            | 9  |
|   | イ 情報システムの検討          | 16 |
|   | ウ 産業医の検討             | 23 |
|   | （4）協働アドバイザーからの助言     | 34 |
| 3 | 他県先進事例調査             | 35 |
|   | （1）調査概要              | 35 |
|   | （2）調査結果              | 36 |
|   | ア 秋田県                | 36 |
|   | イ 奈良県                | 41 |
|   | ウ 愛媛県                | 46 |
|   | （3）まとめ               | 50 |
| 4 | まとめ                  | 51 |
|   | （1）検討結果に見る小規模市町村の現状  | 51 |
|   | （2）市町村との連携の方向性と今後の取組 | 52 |

## 1 事業に至る経緯

### (1) 道内市町村の状況

市町村間で市街地が連担せず、距離が遠い広域分散型の地域特性を持つ本道では、小規模な市町村が多く、これまで全国を上回るスピードで人口減少が進んできたが、今後も減少が進み、2040年には6割以上の団体が人口5千人未満になると推計されており、人口減少に伴う地域産業の疲弊・縮小により、厳しい財政状況にある。

このような中、道内市町村では、実施施策の絞り込みなどとともに人件費の抑制が続けてきたが、職員数の削減も限界となっており、技術職員等の専門職の減少・不在、また、一般職員についても一人ひとりの職員が多くの事務を受け持つなど、行政サービスの維持が難しい状況になってきている。

広域連携に関しては、道が設置する14振興局の地域や21の二次医療圏など、歴史的、経済的な地域が形作られ、こうした地域や近隣市町村などの枠組みで、これまでも消防や衛生などの分野で一部事務組合等の地方自治法に基づく事務の共同処理の仕組みを活用して、広域的な連携に取り組んできており、定住自立圏構想についても12圏域で取り組んでいるところであるが、中心となる市町村の人口要件などから制度の活用が困難な地域が多く存在している。

そのため、道では、平成27年度から定住自立圏構想の活用が困難な地域などを対象に、「市町村連携地域モデル事業」を創設し、新たな市町村間の連携の取組を行う地域に対し支援を行っているところである。

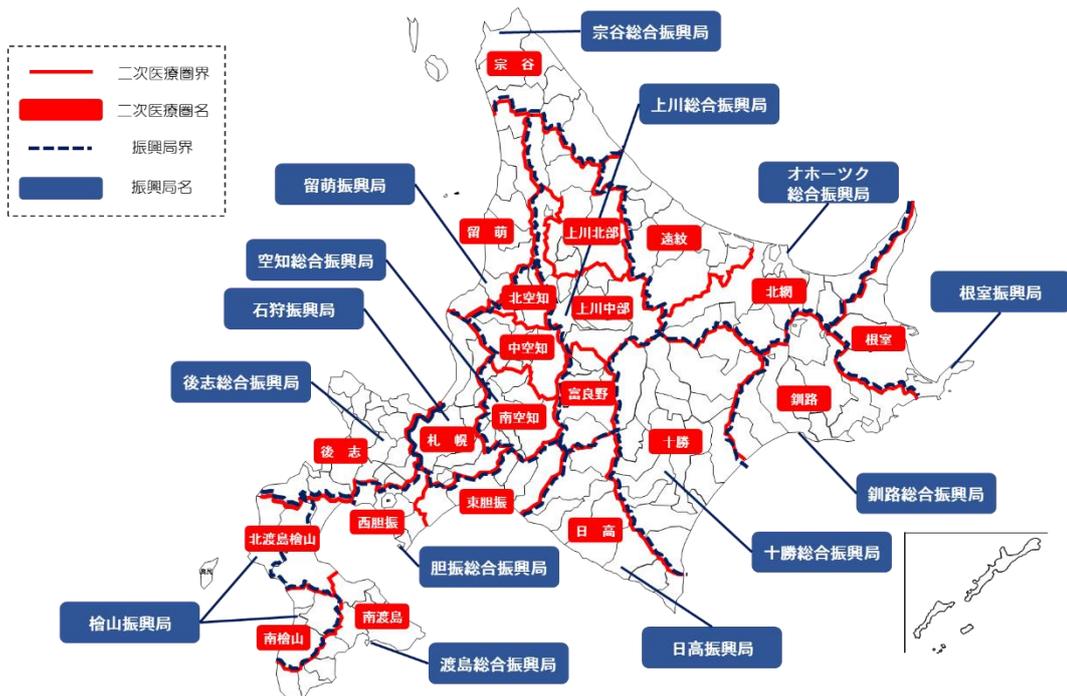
このように、道ではこれまで、市町村の行政サービスの維持・充実を図るため、定住自立圏構想など国の制度の活用も含め、市町村間の連携による取組を促進してきたが、第31次地方制度調査会の答申では、市町村間の連携が困難な地域においては、都道府県の役割が重要となるとされており、上記に述べた課題から、将来においても市町村の行政サービスの維持・充実が図られるよう、道においても、市町村との連携について検討を始める必要がある。

2015年と2040年の人口推計による人口段階別市町村数の比較

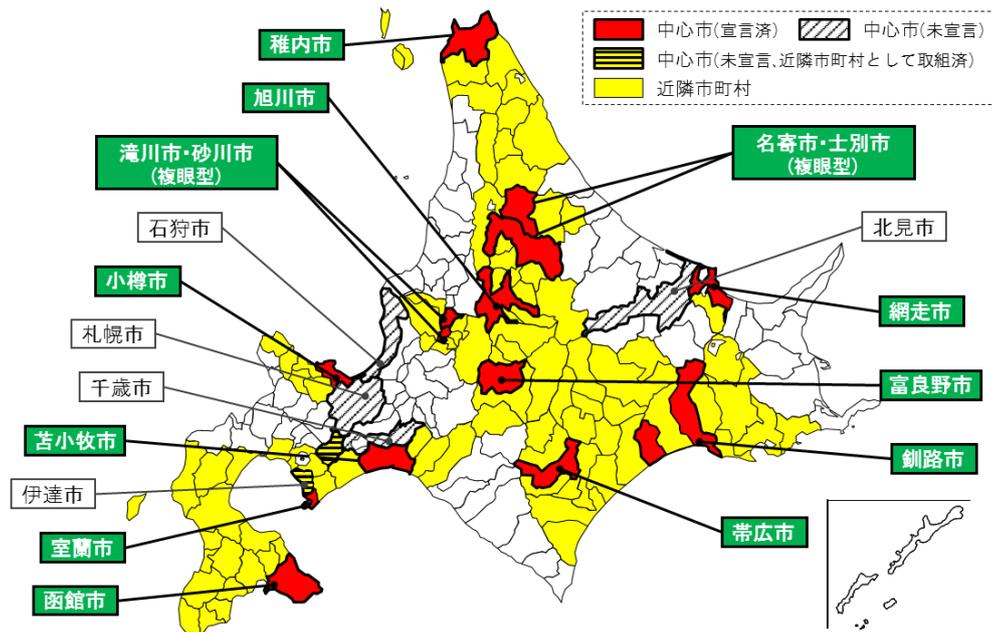
| 区 分        | 2015年  |       | 2040年  |       | 増減数・割合  |         |
|------------|--------|-------|--------|-------|---------|---------|
|            | 団体数    | 割合    | 団体数    | 割合    | 団体数     | 割合      |
| 道内計        | 179 団体 | —     | 179 団体 | —     | —       | —       |
| 人口1万人以上の団体 | 57 団体  | 31.8% | 46 団体  | 25.7% | ▲ 11 団体 | ▲ 6.1%  |
| 人口1万人未満の団体 | 122 団体 | 68.2% | 133 団体 | 74.3% | + 11 団体 | + 6.1%  |
| うち5千人未満の団体 | 77 団体  | 43.0% | 109 団体 | 60.9% | + 32 団体 | + 17.9% |
| うち3千人未満の団体 | 32 団体  | 17.9% | 69 団体  | 38.5% | + 37 団体 | + 20.6% |
| うち1千人未満の団体 | 1 団体   | 0.6%  | 10 団体  | 5.6%  | + 9 団体  | + 5.0%  |

(出典：総務省統計局 平成27年国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所 日本の地域別将来推計人口(平成25年3月推計))

振興局及び二次医療圏区域図



定住自立圏構想の実施状況



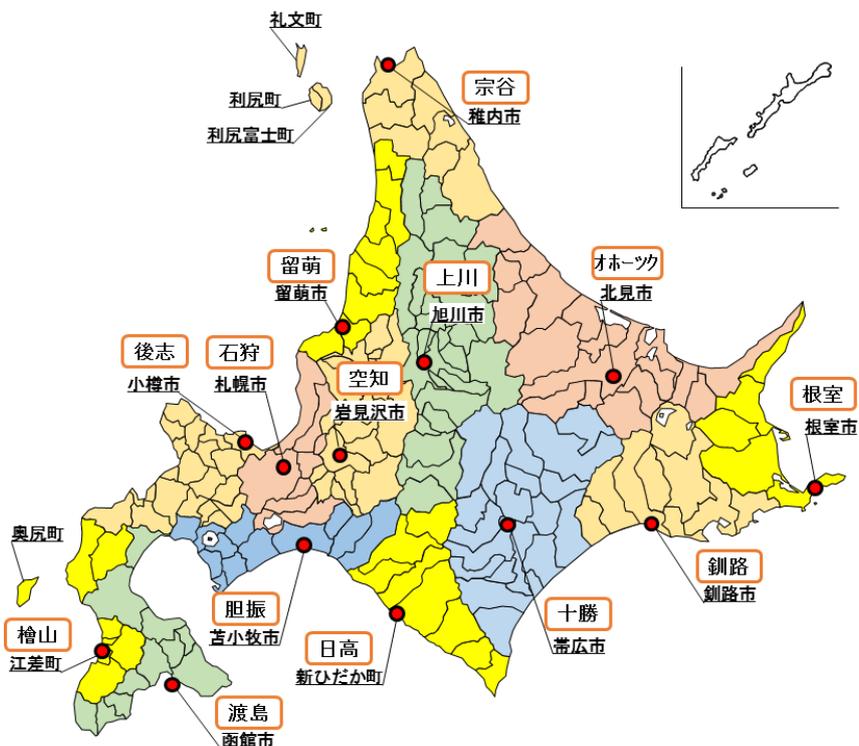
## (2) 道と市町村との連携の検討

都道府県と市町村との連携について、先進的に取り組んでいる都府県もあるが、道においては、港湾管理や広域水道など個別施策によるものを除き包括的に市町村との広域連携を行っていないことや、道内では都市や農漁村など地域によって特性が異なることなどから、道と市町村で共通・類似する事務について協働の検討を行うこととし、近隣に大きな都市がない地域を選定のうえ、モデル的に実施することとした。

その際、道では、その広大な面積などから、道内14の地域に総合的な出先機関として振興局を設置しており、税務や保健福祉、環境、商工業、農林水産、建設、地域振興などの地域に密着した事務を行っていることから、振興局と市町村の協働について取組を進めていくこととし、14振興局の中でも人口が少なく、市町村間の連携が難しいとされる離島を含む檜山地域をモデル地域として選定した。

### モデル地域の選定

| 14振興局の中で、市がなく、全ての町村が人口1万人未満の小規模団体であり、離島がある、檜山地域を選定 |             |           |    |    |                       |                  |              |             |     |         |   |                       |         |                 |               |
|--|-------------|-----------|----|----|-----------------------|------------------|--------------|-------------|-----|---------|---|-----------------------|---------|-----------------|---------------|
| 振興局<br>(人口圏)                                       | 管内人口<br>(人) | 団体数       |    |    | 最も人口が多い団体<br>(かっこ内人口) | 離島を持つ団体          | 振興局<br>(人口圏) | 管内人口<br>(人) | 団体数 |         |   | 最も人口が多い団体<br>(かっこ内人口) | 離島を持つ団体 |                 |               |
|  |             | 市         | 町  | 村  |                       |                  |              |             | 市   | 町       | 村 |                       |         |                 |               |
| 1  | 石狩          | 2,342,338 | 6  | 1  | 1                     | 札幌市 (1,913,545人) |              | 8           | 釧路  | 247,320 | 1 | 6                     | 1       | 釧路市 (181,169人)  |               |
| 2  | 上川          | 520,365   | 4  | 17 | 2                     | 旭川市 (347,095人)   |              | 9           | 後志  | 232,940 | 1 | 13                    | 6       | 小樽市 (131,928人)  |               |
| 3  | 渡島          | 427,807   | 2  | 9  |                       | 函館市 (279,127人)   |              | 10          | 根室  | 80,569  | 1 | 4                     |         | 根室市 (29,201人)   |               |
| 4  | 胆振          | 416,289   | 4  | 7  |                       | 苫小牧市 (173,320人)  |              | 11          | 日高  | 75,321  | 7 |                       |         | 新ひだか町 (25,419人) |               |
| 5  | 十勝          | 348,597   | 1  | 16 | 2                     | 帯広市 (168,057人)   |              | 12          | 宗谷  | 73,447  | 1 | 8                     | 1       | 稚内市 (39,595人)   | 礼文町 利尻町 利尻富士町 |
| 6  | 空知          | 336,254   | 10 | 14 |                       | 岩見沢市 (90,145人)   |              | 13          | 留萌  | 53,105  | 1 | 6                     | 1       | 留萌市 (24,457人)   | 羽幌町           |
| 7  | オホーツク       | 310,009   | 3  | 14 | 1                     | 北見市 (125,689人)   |              | 14          | 檜山  | 42,058  | 7 |                       |         | 江差町 (9,004人)    | 奥尻町           |





## ウ 広域連携の取組

管内全7町で構成する檜山広域行政組合により消防などの事務が行われているほか、一部事務組合を含む全町で公平委員会事務を、近隣団体間で学校給食やごみ等の処理、介護認定審査会などの事務を檜山管内の各町間で共同処理しているとともに、税の滞納整理や戸籍システムの事務で渡島管内と共同処理を行っているほか、後期高齢者医療制度や退職手当、公務災害などで全道的な取組を行っている。

また、平成26年から管内全ての町で、函館市を中心市とする南北海道定住自立圏において、広域医療や公共交通、人材育成などの取組を圏域で行っている。

檜山管内各町間による共同処理の状況

| 区分          | 組織名                   | 構成団体                      | 事務   |
|-------------|-----------------------|---------------------------|--|
| 一部事務組合      | 檜山広域行政組合              | 管内全町                      | 消防に関する事務<br>檜山隔離病舎の設置に関する事務<br>地方創生等広域連携事業に関する事務 |
|             | 北部檜山衛生センター組合          | 今金町、せたな町                  | ごみ処理に関する事務                                       |
|             | 南部檜山衛生処理組合            | 江差町、上ノ国町、厚沢部町、<br>乙部町、奥尻町 | し尿の処理収集に関する事務<br>じん芥の収集処理に関する事務<br>火葬場業務に関する事務   |
|             | 江差町ほか2町学校給食組合         | 江差町、上ノ国町、厚沢部町             | 学校給食共同調理場の設置及び管理に関する事務                           |
| 機関の<br>共同設置 | 江差町上ノ国町奥尻町介護認定審査会     | 江差町、上ノ国町、奥尻町              | 介護認定審査会事務  |
|             | 檜山中部2町介護認定審査会         | 厚沢部町、乙部町                  | 介護認定審査会事務  |
|             | 檜山管内公平委員会             | 管内全町及び4一部事務組合             | 公平委員会事務  |
|             | せたな町・今金町介護認定審査会       | 今金町、せたな町                  | 介護認定審査会事務  |
|             | 江差町上ノ国町奥尻町障害程度区分認定審査会 | 江差町、上ノ国町、奥尻町              | 障害程度区分認定審査会事務                                    |
| 協議会         | 檜山管内行政不服審査委員会         | 管内全町及び4一部事務組合             | 行政不服審査委員会事務                                      |
| 事務の委託       | —                     | 江差町 → 厚沢部町                | 鶉ダムの維持管理事務                                       |
|             | —                     | 今金町 → せたな町                | 真駒内ダムの維持管理事務                                     |
|             | —                     | せたな町 → 今金町                | 中里頭首工管理に関する事務                                    |
|             | —                     | 上ノ国町 → 江差町                | 下水道共同処理事業  |
|             | —                     | 上ノ国町 → 厚沢部町               | 地域情報通信基盤整備促進事業                                   |

檜山管内各町の渡島管内及び全道における共同処理の状況

| 区分     | 組織名                    | 構成団体                                    | 事務  |
|--------|------------------------|---|---|
| 広域連合   | 北海道後期高齢者医療広域連合         | 道内全市町村                                  | 後期高齢者医療制度の事務のうち<br>・被保険者の資格の管理に関する事務<br>・医療給付に関する事務<br>・保険料の賦課に関する事務<br>・保健事業に関する事務<br>・その他後期高齢者医療制度の施行に関する事務 |
| 一部事務組合 | 渡島・檜山地方税滞納整理組合         | 北斗市及び渡島・檜山管内全町                          | 地方税の徴収に関する事務（市や町単独で処理困難な地方税の滞納事案を引き受け滞納整理を専門に行う）  |
|        | 北海道市町村職員退職手当組合         | 162市町村及び92一部事務組合等（管内全7町及び4一部事務組合含む）     | 市町村職員の退職手当支給事務  |
|        | 北海道市町村総合事務組合           | 152市町村及び108一部事務組合等（管内全7町及び4一部事務組合含む）    | 非常勤消防団員及びその遺族等に対する公務災害補償事務<br>非常勤職員の公務災害補償等に関する事務   |
|        | 北海道町村議会議員公務災害補償等組合     | 144町村、北斗市及び101一部事務組合等（管内全7町及び4一部事務組合含む） | 議員の公務災害補償等に関する事務  |
|        | 北海道市町村備荒資金組合           | 道内全市町村                                  | 災害対策費用に充当の積立金に関する事務   |
| 協議会    | 渡島・檜山6町戸籍システム電算共同運用協議会 | 七飯町、鹿部町、知内町、松前町、江差町、奥尻町                 | 戸籍システムの選定及び導入に関する事務<br>戸籍システムの共同運用に関する事務<br>その他戸籍システムの共同運用の実施に必要な事務   |
| 事務の委託  | —                      | 江差町 → 七飯町                               | 戸籍事務の一部   |
|        | —                      | 奥尻町 → 七飯町                               | 戸籍事務の一部   |

## 2 協働に向けた検討の実施

### (1) 事業の概要

道では、道と市町村の連携事業を「振興局・市町村協働ガバナンス事業」として、檜山地域をモデルに、道と市町村で共通・類似する事務の協働に向けた検討を行った。

実施に当たっては、地域における振興局と市町村の職員による検討を核として、地域での検討のサポートと次年度以降の全道での検討の参考にするため、アドバイザーによる助言及び先進的な取組を行う県の事例研究調査を実施した。

| 項 目      | 内 容  |
|----------|--|
| モデル地域検討会 | 各町から提案された連携分野について議論し、モデル地域検討会の下に設置する検討部会において検討する分野を決定する。<br>構成：道（市町村課・檜山振興局）及び各町の企画担当課長等 |
| 検討部会     | モデル地域検討会において決定された連携分野について、振興局と各町の担当職員により、検討を実施する。<br>構成：振興局及び各町の各事務を所管する担当職員等            |
| 協働アドバイザー | 協働の検討に当たり学識経験者による助言を実施<br>【アドバイザー】辻 琢也 一橋大学副学長   |
| 他県調査     | 他県における県と市町村との連携した取組について調査し、連携の分野、効果、合意形成のプロセスなどを研究・分析<br>【調査先】秋田県、奈良県、愛媛県                |

## (2) モデル地域検討会における議論

モデル地域検討会（本会）では、振興局及び各町の企画担当課長をメンバーとして、各町からの連携提案の中から、実際に検討を行う事務の選定を行った。

### 各町から提案のあった連携分野

|   | 連携分野         | 内 容                                       |
|---|--------------|---|
| 1 | 法制執務に係る連携    | 制度改正等に係る理解や条例の方向性などの情報共有、法制執務のスキルアップの場の設置 |
| 2 | 情報システムに係る連携  | 道と市町村の情報担当者の協力、相談体制の整備                    |
| 3 | 産業医に係る連携     | 地域での産業医の統一等による安定的な医師の確保                   |
| 4 | 技術職員の協働      | 道・町の技術職員間の相談・研修体制づくり及び将来的な一体的な業務実施体制の検討   |
| 5 | 除雪等道路維持に係る連携 | 道道、町道における草刈り・除雪機械の共同使用                    |

各町からは、職員数が少ない中、多様な業務を所管しており、特に条例改正や情報システムなど専門知識が必要な事務は業務委託により対応しているとの意見、技術職員については、緊急時には必要という意見や反対に技術職員を置かずに完全委託化も方向性としてあるという意見、情報政策については IT に詳しい職員は担当から外せない状況にあるなどといった意見があった。

このうち、「4 技術職員の協働」と「5 除雪等道路維持に係る連携」については、振興局から、8月に道内に立て続けに上陸した台風の影響により、十勝地域を中心に公共土木施設に甚大な被害が発生しており、道の技術職員は十勝地域などに応援に行っている状況にあり、管内の技術職場も多忙を極めているため、検討に技術職員が加わる状況にないことから、今回の検討からは外すように意見があった。

そのため、部会を設置して検討する連携分野を、「1 法制執務に係る連携」、「2 情報システムに係る連携」及び「3 産業医に係る連携」の3つとすることで合意し、土木関連の2分野は継続検討していくこととなった。

(3) モデル地域検討会各部会による検討

ア 法制執務の検討

(ア) 提案内容

モデル地域検討会で次のとおり提出のあった提案に対し、振興局を含めた管内全体で連携することが一つの解決の方策と考えられることから、振興局と市町村の担当職員による法制執務検討部会を設け、検討することとなった。

|              |  |
|--------------|--|
| 提案事務名        | 新たな制度又は制度改正等に伴う統一見解を図るための研修  |
| 事務の課題        | 昨年、「マイナンバー制度」「行政不服審査法改正」「人事評価制度」等々の新たな制度又は制度改正が施行されてきたが、これら制度に対する情報から条例制定・改正に至るまでの対応について、解釈等に誤りがないのか疑心暗鬼の中で対応しているのが現状である。    |
| 提案内容         | 以上のようなことから、新たな制度又は制度改正等がある場合には、町としてもいち早い情報を得たい、どのような対応が必要なのか等々に対して、振興局と檜山管内各町が意見交換を図りながら、統一的な見解により最善の対応ができるような研修会の実施をお願いしたい。 |
| 市町村・振興局のメリット | 檜山管内各町は、法務支援で業者に委託し条例制定・改正をしているが、制定や改正のひな形の提示を受けることで、各町は経費の節減が図られる。  |

(イ) 検討の進め方

第2回モデル地域検討会において検討を行うこととなった法制執務の協働について、法制執務検討部会を設置し、平成28年11月から翌1月までに3回の会議を開催し検討を行った。

検討に当たっては、提案内容にあるとおり、職員のスキルアップが図られるとともに情報交換ができる場の設置を念頭に次のスケジュールで検討を行った。

|  |
|--|
| <p>&lt;目指す姿&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"><li>① 共同で相互にスキルを向上できる環境の整備</li><li>② 新制度、制度改正時の自治体に必要な対応等の情報提供と意見交換の場の整備</li></ul> <p>&lt;本会での議論の方向&gt;</p> <p>上記の取組ができる会議等の場の設置について検討を行う。</p> |
|--|

| <開催内容>             |   |  |
|--------------------|---|--|
| 第1回<br>(H28.11.15) | <ul style="list-style-type: none"><li>・趣旨説明</li><li>・法務担当者の課題</li></ul> | <ul style="list-style-type: none"><li>・法務事務の現状と課題<br/>(条例作成の庁内手続き、課題など)</li><li>・法務支援に係るシステムの導入状況<br/>(契約内容、価格など)</li><li>・檜山町村会「条例研究会」の取組内容</li></ul> |
| 第2回<br>(H28.12.21) | <ul style="list-style-type: none"><li>・会議等の場の検討</li></ul>               | <ul style="list-style-type: none"><li>・第1回意見を踏まえた会議体の検討</li></ul>  |
| 第3回<br>(H29.1.31)  | <ul style="list-style-type: none"><li>・会議等の場の検討</li><li>・まとめ</li></ul>  | <ul style="list-style-type: none"><li>・会議体の取組の検討</li><li>・協働方策についてまとめ</li></ul>  |

(ウ) 管内の課題等

検討を行うに当たり法制執務に関する課題等について、部会メンバーから次のような意見があった。

部会における課題・意見等

| 区 分                              | 現状・課題   |
|----------------------------------|---|
| 課題提案等                            | マイナンバーなど新たな条例の策定が必要な場合、予算の関係から委託せず、各町に聞きながら行っている状況              |
|                                  | 法制専門の職員はおらず、かつ、少ない人員で行っており、事務がまわっていないのが現状                       |
|                                  | 条文の洗い出しができず、法令等との齟齬もあると思う                                       |
|                                  | 予算上、新たな事務等に関する説明会への出張も難しい                                       |
|                                  | 条例内容の是正について、振興局も情報提供だけではなく、解決策を示してほしい                           |
|                                  | 各町がどのような条例改正案を提出するか情報があれば、提案漏れを防ぐことができる                         |
| 振興局も一緒に考える場があれば、振興局職員のスキルアップにもなる |   |
| 条例改正                             | 条例案は原課で作成し、総務担当課の法制担当がシステムを活用してチェックしている                         |
| 業者委託                             | 条例作成等は業者委託しており、国の法改正等に伴う条例改正は参考データ（条例ひな形）の提供を受けている              |
|                                  | 行政不服審査法の改正や人事評価制度の実施に伴う条例改正は、業者委託で作成した                          |
|                                  | 各町がそれぞれ委託金を支払って条例ひな形を得ているため、各町で共有することが難しいと思う                    |
|                                  | 例規集整備：400万円、行政不服審査法関連：100～120万円、人事評価関連：200万円など、条例に関する委託料がかかっている |
| 条例研究会                            | 各町で組織する条例研究会（事務局：檜山町村会）を設置しており、各町間の意見交換を行っている                   |
|                                  | 地方分権一括法の施行時は条例の細部まで情報共有した                                       |
|                                  | 条例研究会に振興局を含めることは問題ない  |

以上のように地域では、職員数の削減により職員一人ひとりが多くの事務を抱え、多くの時間を要する条例策定等に時間を割くことができない中、条例の策定を委託化するなどの対応を行っている状況にある。

一方、各町では、条例研究会を設置し職員のスキルアップなどの取組を行っており、こうした場の活用も視野に振興局も参画する仕組みについて検討することとした。

## (エ) 協働方策の検討

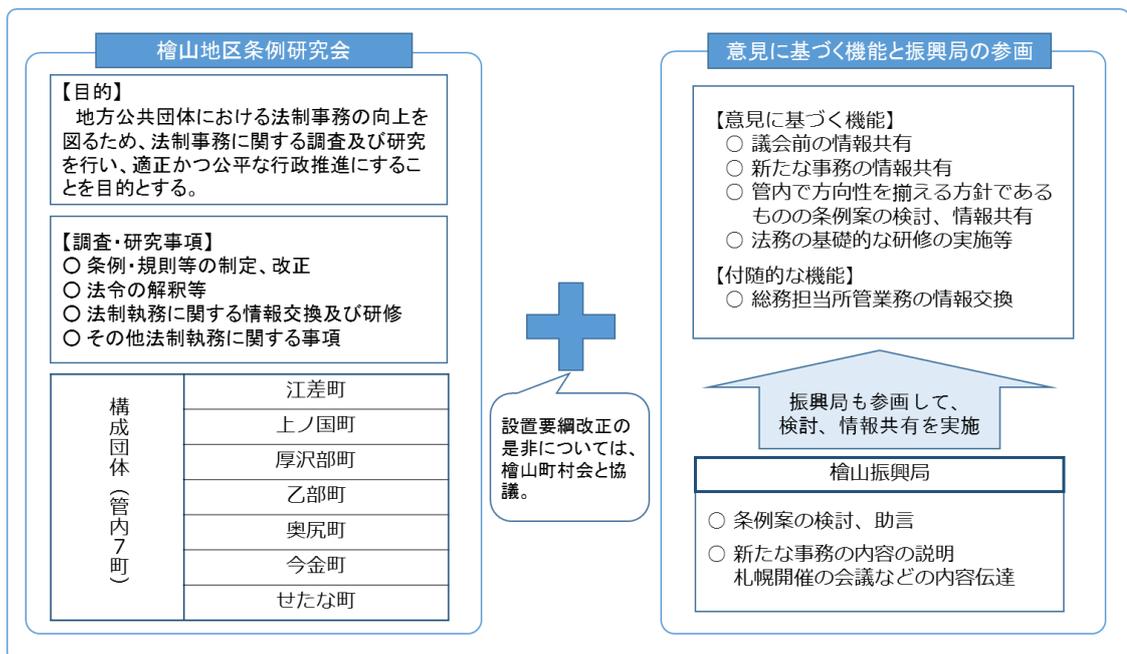
### ① 連携方策

先で述べたように、現在、檜山管内各町では、すでに平成25年から檜山町村会檜山地区条例研究会を設置し、各町で条例策定や法令に係る判断ができるスキルを獲得すること等を目的に、条例・規則の制定や改正のほか、法令の解釈等の調査研究が行われている。

本部会では、管内の課題等から、これら条例研究会における法制に関するスキルアップの事項に加え、議会への条例の提出案件の情報共有、国等の新たな事務や制度改正があった場合の振興局による説明、法制担当職員以外の職員の法制に関する基礎的な研修の実施について意見があったほか、法制担当職員は総務担当課が担っていることから、法制関係以外の総務担当所管業務の情報交換もできれば良いとの意見があった。

こうした管内の状況や部会における意見などを踏まえて検討を行い、振興局を含めたスキルアップ・情報共有の場について検討した。

### 檜山地区条例研究会を活用した振興局も参画する協働の場



### 【協働の場（会議）の機能】

- 議会前の情報共有  
年4回の定例議会前に会議を開催し、各町の条例の提出予定を相互に情報提供することにより、条例提出漏れを防ぐとともに、提出条例の内容の齟齬を防止する。
- 新たな事務の情報共有  
近年ではマイナンバー制度の実施や行政不服審査法の改正に伴う条例の制定など、

国等による新たな事務や制度改正に関する情報について、他業務との輻輳や財政状況などにより、札幌開催の会議への出席が困難なケースも多いため、振興局による内容伝達を行うことにより、地域において当該事務を確実に実施できる環境を作るとともに、各町の当該事務の実施方法等について情報共有する。

- 管内で方向性を揃える方針であるものの条例案の検討、情報共有  
 条例の制定や改正を伴う事務において、管内で方向性を合わせる方針とするものや、各町で同様の課題を持つ事務などについて情報を共有し、条例案を共同して検討する。
- 法務の基礎的な研修の実施  
 条例の制定等は、役場各課が所管する条例の原案を各課職員が作成し、法制担当課がチェックしているが、各課職員が条例の作成知識がなければ業務に支障が生じるほか、法制担当職員によるチェックも大変な作業となるため、法制担当職員以外の職員への研修を実施する。
- 付随的な機能  
 各町の法制担当職員は総務担当課の職員であるため、法制以外の所管業務に関する情報交換も付随的に実施する。

## ② 取組のスケジュール

①に示した振興局を含めた会議の実施内容については、実現までに時間を要するものもあることから、すぐに取り組むことができるもの、中期的に実施していくものに分類した。

| 各取組の実施時期                 |   |
|--------------------------|---|
| 短期 (H29～)                | 中期  |
| 国等の条例改正等が必要となる施策の説明（振興局） |   |
| 議会前の提出条例案の情報共有           |   |
| 新たな事務等の情報共有              |   |
| 条例改正案の検討                 | 振興局による条例案の検討・助言                               |
|                          | 法制担当者以外の職員のスキルアップ<br>(若手職員等の検討会への参画、法務研修等の実施) |
| 総務担当者の課題の情報共有            |   |

### すぐに取り組むことができるもの

上記表のとおり、「振興局による国等の条例改正等が必要となる施策の説明」や「各町議会前の提出条例案の情報共有」、「各町による条例改正案の検討」、また、付随的な機能である「法制以外の総務担当者の課題の情報共有」については、これまで条例研究会で行ってきた実績もあることから、すぐに取り組むことができるものとして位置づけた。

## 中期的に実施していくもの

### I 振興局による条例案の検討・助言

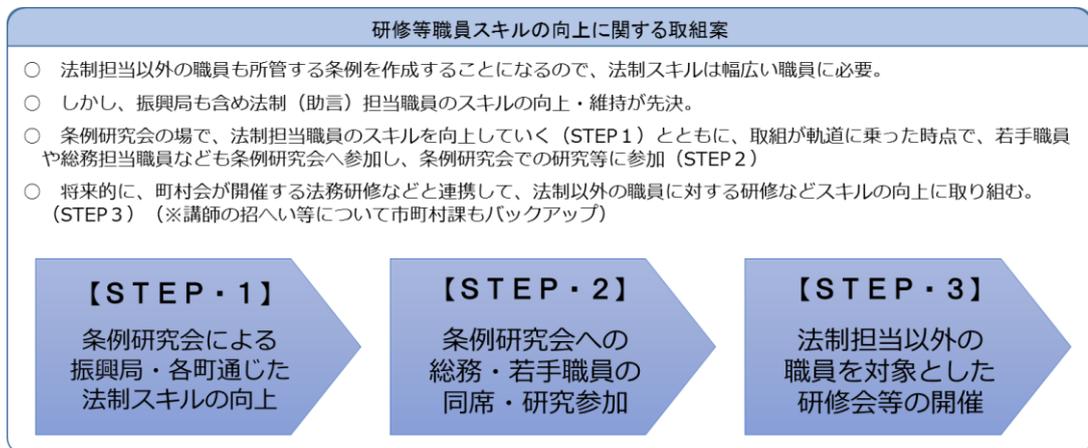
振興局では、地域政策課市町村係において市町村行財政の助言を行うこととなり、条例の作成などの法制に関する助言も含まれているが、係担当者は事務の未経験者がほとんどで、係業務経験が2～3年という中で、国からの調査物などの業務を覚えることに追われ、条例作成の委託化などによる市町村からの質問の減少もあり、法制に関する助言については難しくなっている。

こうしたことから、振興局の法制に関する助言機能の向上のため、本会議に参画し、各町法制担当職員とともに条例に関する検討・研究を行うことにより、法制スキルを向上していくこととし、中期的に、本会議による各町の条例案の作成などの法制に関する助言を実施していく。

その際、振興局の職員は転勤により地域を離れてしまうため、個々の職員がスキルを身に付けるだけでなく、そのスキルを係全体で共有することが重要である。

### II 法制担当者以外の職員のスキルアップ

法制担当者以外の職員の研修などのスキルアップの取組として、次表のとおり、実施時期について整理した。



まずはSTEP1として、法制担当職員によるスキルアップに取り組むこととし、中期的に、STEP2として、業務に関連が深い総務担当職員や人材育成としての若手職員を本会議に同席し、検討・研究に参加することや、STEP3として、町村会が開催する法務研修などと連携しながら、各町の法制担当以外の職員に対する研修等を実施する。

その際、各町で施行が必要な条例案などの実際の検討を地域で行うに当たり専門家の助言が必要な場合など、北海道市長会、北海道町村会、道市町村課で作る「広域的な連携を活用した地域づくり促進検討会」による有識者の派遣を始め、道市町村課の支援も必要である。

## (オ) まとめ

これまで、住民ニーズの高まりなどにより、市町村の事務は増加し専門性が求められる一方、人口減少や地域経済の疲弊等に伴い行政改革等の財政縮減が必要となり、その方策の一つとして職員数の削減が行われた結果、職員1人当たりの業務量、事務分野が増加し、職員がひとつひとつの事務に深く関わるものが難しくなっている。

国の地方制度調査会では、第30次、第31次の2期に渡り、今後も続く人口減少社会においては広域連携による行政サービスの維持・充実が重要であり、市町村間の連携が難しい地域においては、都道府県の役割が重要になると答申しており、一つの自治体で事務を完結することがこれまで以上に難しくなることが示唆されている。

今回、検討を行った法制事務においても、マイナンバーなどの新たな制度や行政不服審査法等の大きな制度改正に対する条例制定・改正等は業者委託などのアウトソーシングにより対応しているが、これに伴い、自治体に必要な条例の作成知識も薄れてきており、現在は委託化などにより市町村が行うべき事務に対応できているが、同時に、全ての事務で少しずつ職員による対応が困難になってきていると考えられる。

こうした状況に対し、今現在、対応すべきことは、振興局も含めた地域が一体となって、相互に連携、協力することと考え、本部会において検討を行ったが、今後も道・市町村ともに職員が減少していく中、現在は可能であっても将来において執行が困難な事務が生じてくることが予想されるため、今から道と市町村が協働した取組を重ねながら、地域が一体となって対応するという土壌を作っていくことが重要であり、こうした取組が、これからの檜山地域の自治体の行政サービスの維持・充実に必要な一つの形であると考えられる。

## イ 情報システムの検討

### (ア) 提案内容

次のとおり地域から提出のあった提案に対し、モデル地域検討会において、情報システムの共同化などについて、法制執務と同様、検討部会を設け検討することとなった。

| 提案事務名        | 情報システムに関する連携について  |
|--------------|---|
| 事務の課題        | <p>情報政策業務は通常、一般職員が担当しており、必ずしもITの知識がある職員が担当する訳ではなく、さらに、他業務との兼務で事務を行っている。</p> <p>担当職員は、情報システムに係る仕様などの精査や、IT事業者との契約内容など、ともすれば事業者の提案任せになってしまう状況にある。</p> <p>また、セキュリティ対策も重要となってきており、高度化する脅威やウイルスの侵入があった場合の対応なども、知識を得る必要がある。</p> <p>担当者が誰であっても、一定の知識を得ることができ、地域で相談できる体制が必要である。</p> <p><b>【今日の課題】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・マイナンバー制度への対応業務</li> <li>・自治体情報セキュリティクラウドの導入</li> </ul>  |
| 提案内容         | <p><b>【檜山地域情報システム連絡会議の設置】</b></p> <p>檜山振興局と管内7町で、情報システム担当者による連絡会議を設置し、協力、相談体制を整備する。</p> <p>&lt;会議の概要&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・振興局、各町の情報政策担当者を構成員とし、相互に相談が可能な環境を整備するほか、道の情報政策課やITの専門家などからの助言、情報提供なども視野に枠組みを作る。</li> <li>・会議では、各町が行っている各種情報システムの内容や契約の状況、セキュリティ体制などの状況を共有するほか、振興局各課からのシステム改修を要する国・道の施策等の情報提供など、各町システム担当者が適切に業務が行える環境を整備する。</li> <li>・また、ウイルス感染などの非常時への備えや、新たな業務発生時などに勉強会を開催し、スキルの向上を図る。</li> </ul> |
| 市町村・振興局のメリット | <p>属人的な人事異動は、職員がいなくなる前（あるいは課長職等になる前）に解消すべきであり、地域で連携し相互に相談できる環境を作ることにより、異動前に知識を持ち合わせていない事務担当者の知識向上が可能となるとともに、マイナンバーのような新たな事務や法令改正によるシステム改修などにも連携した対応が可能となる。</p>  |

### (イ) 検討の進め方

第2回モデル地域検討会において検討を行うこととなった情報システムの共同化などについて、情報システム検討部会を設置し、平成28年10月から翌1月までに3回の会議を開催し検討を行った。

検討に当たっては、提案内容にあるとおり、職員のスキルアップが図られるとともに情報交換ができる場の設置を念頭に次のスケジュールで検討を行った。

|                                       |  |
|---------------------------------------|--|
| <b>&lt;目指す姿&gt;</b>                   |  |
| ① 初任者でも技術・スキルを向上できる環境の整備              |  |
| ② 新たな事務や法令改正等によるシステム導入・改修時の連絡・連携体制の整備 |  |
| ③ 将来的なシステムの共同化を見据えた検討                 |  |
| <b>&lt;本会での議論の方向&gt;</b>              |  |
| ①、②は、道も含めた連携会議の実施による事務環境の改善           |  |
| ③は、長期的な共同化の検討（アドバイザー助言）               |  |

| <b>&lt;開催内容&gt;</b>  |   |  |
|----------------------|---|--|
| 第1回<br>(H28. 10. 31) | ・趣旨説明<br>・システム担当者の課題<br>(マイナンバー進行状況等)                 | ・技術的な知識の向上<br>・契約内容の精査<br>・セキュリティへの対応 など |
| 第2回<br>(H28. 12. 21) | ・情報事務の改善方策としての<br>会議体の検討<br>・各団体のシステムの状況<br>(調査事項の検討) | ・会議体案の検討<br>・調査項目の検討(現システムの状況等)          |
| 第3回<br>(H29. 1. 31)  | ・情報事務の改善方策としての<br>会議体の検討<br>・まとめ                      | ・会議体の取組の検討                               |

### (ウ) 管内の課題等

検討を行うに当たり情報システムに関する課題等について、部会メンバーから次の意見があった。

#### 部会における課題・意見等

| 現状・課題  |
|--|
| 担当職員は他業務との兼務で多忙な状況であり、遅れないように何とか業務をこなしている状況にある。  |
| 情報システムに詳しい職員が担当しているわけではないので、ITの専門用語が難解で勉強が必要。  |
| 各種情報システムの業者提示内容が適正かどうか分からない。また、不明な点はシステム業者に聞くなど、業者だよりとなっている。   |
| 情報担当は専門性が高く、業務上のスキルが向上すると人事異動できない。   |
| ウイルス感染した場合の対応も考えておく必要がある。  |
| 情報担当は町で1人なので相談相手は必要だと思う。また、こうした場があれば、新たに人事異動で担当となった職員も相談できると思う。  |
| セキュリティポリシーなど、策定した要綱等の改訂が、業務多忙で間に合っていない。こうしたことができているかの確認があると事務も進められると思う。                                    |
| マイナンバーやインシデント発生時のマニュアルは膨大な量であり、見ている時間がないので、概要の説明をしてもらえれば理解が早く進む。   |
| 情報担当はホームページや自町システムの管理、LGWAN や J-LIS への報告など必要な業務が多く複雑である。こうした業務の一覧を作成し共有することや新任者等への研修を行うことで体系的に整理できれば良いと思う。 |
| マイナンバー制度では、国からの進捗状況についての確認が多く、期限も短いため、議会や予算の時期は対応に苦慮している。  |

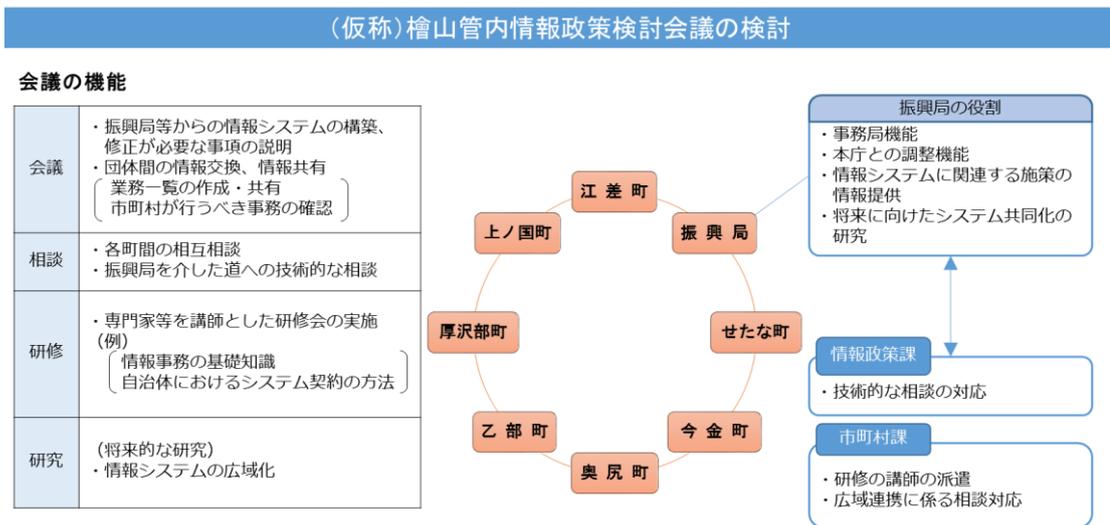
以上のように地域では、専門性の高い知識が求められる中、各町では情報担当職員は1人であるとともに、他に多くの業務を併せて受け持っており、マイナンバー制度に係る対応などに十分に時間を割くことができないなどの状況が明らかとなった。

そのため、本部会では、団体間で情報を共有するとともに、振興局を通じて道が市町村の相談対応を行うなど、道も参画する会議体の仕組みについて検討するとともに、アドバイザーの助言のあった将来的な情報システムの共同化について、現在の状況について取りまとめた。

## (エ) 協働方策の検討

### ① 連携方策

各町及び振興局の情報共有や相談対応を行うための組織の設置及びその機能について検討を行った。



### 会議の機能

#### 「会議」機能

国等からの市町村の情報システムの構築や改修が必要になった際の振興局からの情報提供の実施のほか、各町での人事異動による引継ぎを踏まえた情報担当者の業務の一覧の作成やセキュリティポリシーの改訂など国から通知される市町村が行うべき事務の確認など、各町の課題を踏まえた取組を実施。

#### 「相談」機能

事務のスケジュールや方法など情報システムに関する各町間の相互相談や振興局を介して道情報政策課などへの技術的な相談の取り次ぎなどを実施。

#### 「研修」機能

情報担当職員のスキルアップを目的とした専門家などの講師による研修会を実施。

#### 「研究」機能

将来的な情報システムの広域化の研究を実施。

### 振興局の役割

振興局は、この会議の事務局を担うほか、相談機能としての道情報政策課などとの調整や会議機能にある国等からの情報システムに関する情報提供を実施し、将来的には情報システムの広域化の研究も各町とともに行うことも目指す。

また、振興局は情報システムの直接の業務を持たず、特に地域政策課では市町村と道情報政策課との調整を行っているのみであることから、会議の実施当初は道市町村

課が支援していく。

### 道本庁の役割

道情報政策課は振興局を通じて技術的な相談に応じるほか、市町村課は、道市長会、道町村会とともにつくる「広域的な連携を活用した地域づくり促進検討会」による研究会の講師の派遣や広域連携に関する相談対応を実施する。

### 会議の立ち上げ時期

本書によりモデル地域検討会へ検討結果を報告後、各町・振興局の合意のもと、会議を設置する。

会議の内容については、各町に業務の課題等を照会のうえ決定する。

## ② 情報システムの状況

現在、各町の基幹系システムについては、すでに1団体が自治体クラウドを導入しており、クラウド化が4団体、自庁型のオープン系システムが2団体で、自治体クラウドを導入している今金町では、名寄市・士別市と連携しているほか、各町で使用するシステムのベンダーは3社に分かれている。

こうしたクラウド型のシステムについては、今金町のように連携する団体の距離よりも、むしろ、ベンダーがどの会社・系列であるかが重要であり、仮にベンダーを変更することになれば、いわゆるベンダーロックインにより、一定のデータ移行経費の発生も見込まれる。

また、現在はマイナンバー制度の導入によるシステム改修をしたところであり、情報システムの共同化については、マイナンバーや情報セキュリティ強靱化による業務手順の変更について職員が学習しなければならない状況にあり、管内での連携を検討する時期としては難しい状況にある。

しかし、情報システムの連携については、今後、必要になってくると考えられ、そのため、①の会議において、自治体クラウド等の連携については将来的な検討事項として掲げ、必要が生じた場合に具体的に検討を開始することができるようにすべきである。

檜山管内市町村の基幹系システムの状況について

1 基幹系システムの現状

(総務省：行政情報化推進状況調査より)

| 町村名   | 住民情報               | 税務                 | 国保                 | 国民年金               | 福祉              | 類型      |
|-------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|-----------------|---------|
| 江 差 町 | 共同 IaaS            | 共同 IaaS            | 共同 IaaS            | 共同 IaaS            | 共同 IaaS         | クラウド化   |
| 上ノ国町  | 共同 IaaS            | 共同 IaaS            | 共同 IaaS            | 共同 IaaS            | 共同 IaaS         | クラウド化   |
| 厚沢部町  | 共同 IaaS            | 共同 IaaS            | 共同 IaaS            | 共同 IaaS            | 共同 IaaS         | クラウド化   |
| 乙 部 町 | メインフレーム<br>ホスティング型 | メインフレーム<br>ホスティング型 | メインフレーム<br>ホスティング型 | メインフレーム<br>ホスティング型 | 単独 IaaS         | クラウド化   |
| 奥 尻 町 | オープンシステム<br>自庁型    | オープンシステム<br>自庁型    | オープンシステム<br>自庁型    | オープンシステム<br>自庁型    | オープンシステム<br>自庁型 | オープン自庁  |
| 今 金 町 | 自治体クラウド            | 自治体クラウド            | 自治体クラウド            | 自治体クラウド            | オープンシステム<br>自庁型 | 自治体クラウド |
| せたな町  | オープンシステム<br>自庁型    | オープンシステム<br>自庁型    | オープンシステム<br>自庁型    | オープンシステム<br>自庁型    | オープンシステム<br>自庁型 | オープン自庁  |

2 システムベンダー

|                |     |
|----------------|-----|
| ○江差町、奥尻町       | A 社 |
| ○今金町、せたな町      | B 社 |
| ○上ノ国町、厚沢部町、乙部町 | C 社 |

3 次期システムの予定（※アンダーライン：現状からの変更予定）

| 町村名   | 住民情報            | 税務              | 国保              | 国民年金            | 福祉              |
|-------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 江 差 町 | 共同 IaaS         |
| 上ノ国町  | <u>自治体クラウド</u>  | <u>自治体クラウド</u>  | <u>自治体クラウド</u>  | <u>自治体クラウド</u>  | <u>自治体クラウド</u>  |
| 厚沢部町  | 共同 IaaS         |
| 乙 部 町 | <u>単独 IaaS</u>  | <u>単独 IaaS</u>  | <u>単独 IaaS</u>  | <u>単独 IaaS</u>  | 単独 IaaS         |
| 奥 尻 町 | オープンシステム<br>自庁型 | オープンシステム<br>自庁型 | オープンシステム<br>自庁型 | オープンシステム<br>自庁型 | オープンシステム<br>自庁型 |
| 今 金 町 | 自治体クラウド         | 自治体クラウド         | 自治体クラウド         | 自治体クラウド         | <u>自治体クラウド</u>  |
| せたな町  | <u>単独 SaaS</u>  | <u>単独 SaaS</u>  | <u>単独 SaaS</u>  | 単独 SaaS         | 単独 SaaS         |

#### (オ) まとめ

情報システムについては各事務で業務量の軽減及び迅速化が図られた反面、その導入・維持管理については、非常に専門的な知識が要求される場所であるが、道及び各町は情報システムに精通した職員の採用区分を有しているものではなく、その実態は専門知識を有しない職員が配置されている状況である。

特に管内各町では、他業務との兼務体制で1名のみが担当者になるなど、庁内での相談もできず業務をこなしており、委託するシステムベンダーへ任せきりとなる状況にあり、また、道においては、国等の施策によるシステム構築・改修等の事務は本庁に集約され、振興局においては、各町と道本庁との調整機能のみとなっており、情報関係事務についてはフォローすることができない状況にあった。

こうした中、今回、各町からの提案を受け、本部会において検討を行うこととなり、各町の課題を受け、会議体を設ける検討を行ったが、運用に当たっては、業務の専門性を考慮し、各町、振興局、道本庁が連携した体制を築いていただきたい。

情報システムに限らず、今後も道・市町村ともに職員が減少していく中、現在は可能であっても執行が困難な事務も生じてくると予想され、こうした状況に対応するためには、今から道と市町村が協働して課題を解決していく土壌を作っていくことが重要であり、こうした取組が、これからの檜山地域の自治体の行政サービスの維持・充実に必要な一つの形であると考えられる。

## ウ 産業医の検討

### (ア) 提案内容

次のとおり地域から提出のあった提案に対し、モデル地域検討会において、産業医の協働について、法制執務と同様、検討部会を設け検討することとなった。

|              |   |
|--------------|---|
| 提案事務名        | 産業医の共同選任について  |
| 事務の課題        | 産業医については、労働安全衛生法により各町が選任しなければならないが、町内に産業医の資格を有する医師がいない、あるいは、産業医がいても業務多忙で就任に難色を示される、町立病院の医師など産業医の資格を持つ医師がいてもいつ転勤でいなくなるか分からないなどといった状況にあり、職員に対するストレスチェック制度の導入など産業医の重要性が増してきている中、安定的な産業医の確保が課題となっている。 |
| 提案内容         | ＜産業医の共同選任＞<br>7町＋振興局で同じ産業医を選任し、職場巡視や健康診断、面接指導などを各町・振興局が日時調整等を行うことにより、例えば管外で産業医を専門としている医師等に安定・継続して就任してもらい、各町・振興局の安定的な産業医の確保を行う。  |
| 市町村・振興局のメリット | 連携した取組により、産業医の安定的な確保を図ることができる。<br>また、職場巡視などの日程を地域で合わせるにより、出張費などのコストダウンを目指す。   |

### (イ) 検討の進め方

モデル地域検討会において検討を行うこととなった産業医の選任に係る協働について、産業医検討部会を設置し、平成28年11月から翌1月までに3回の会議を開催し検討を行った。

|  |
|--|
| <p>&lt;目指す姿&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"><li>① 安定的な産業医の確保</li><li>② 共同選任によるコストの縮減</li></ul> <p>&lt;議論の方向&gt;</p> <p>共同した産業医選任の方策の検討</p> |
|--|

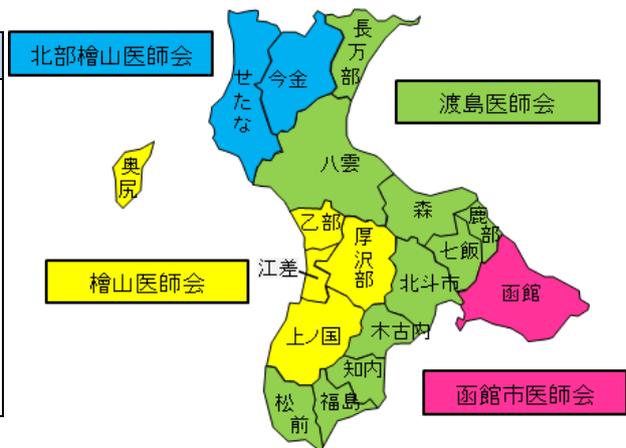
| <開催内容>             |  |   |
|--------------------|--|---|
| 第1回<br>(H28.11.15) | <ul style="list-style-type: none"><li>・趣旨説明</li><li>・各町・振興局の産業医の状況</li></ul> | <ul style="list-style-type: none"><li>・産業医の選任状況</li><li>・産業医に関する課題</li><li>・産業医のコスト、委嘱・契約方法</li></ul> |
| 第2回<br>(H28.12.21) | <ul style="list-style-type: none"><li>・産業医の共同化の検討①</li></ul>                 | <ul style="list-style-type: none"><li>・第1回会議意見から、連携の形態について議論を実施</li></ul>                             |
| 第3回<br>(H29.1.31)  | <ul style="list-style-type: none"><li>・産業医の共同化の検討②</li><li>・まとめ</li></ul>    | <ul style="list-style-type: none"><li>・第2回会議意見から、連携の方策についてまとめ</li></ul>                               |

(イ) 管内の産業医の状況

檜山管内の医師数は、道立病院のある江差町、町立病院のほかに民間病院も立地するせたな町を除き数人の配置となっており、そのほとんどが町立病院の医師であるが、慢性的に医師不足が続いており、医師の確保が課題となっている。

また、道南地域の医師会所属の産業医数は次のとおりとなっており、渡島管内に比べ、檜山管内の産業医数は非常に少なく、檜山医師会、北部檜山医師会をあわせても9名となっているなど、各町が選任する産業医も、町の職員である町立病院の医師をもって充てている状況にある。

| 檜山管内医師数       | 医師会所属産業医数   |
|---------------|-------------|
| 江差町 19名       | 函館市医師会 121名 |
| 上ノ国町 2名       | 渡島医師会 39名   |
| 厚沢部町 3名       | 檜山医師会 4名    |
| 乙部町 2名        | 北部檜山医師会 5名  |
| 奥尻町 3名        | 道南計 169名    |
| 今金町 5名        | 全道計 2,301名  |
| せたな町 11名      | ※医師会加入産業医の計 |
| 計 45名         | (北海道医師会調べ)  |
| H26 北海道保健統計年報 |             |



#### (ウ) 管内の課題等

前述のとおり各町における産業医の選任状況や負担額は様々であるが、管内では、次のような課題が生じている。

また、管内では産業医の資格を持つ医師が少ないことから、管内の産業医を増やす方策についても意見があった。

#### 各団体からの課題・意見等

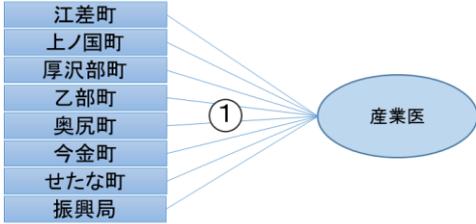
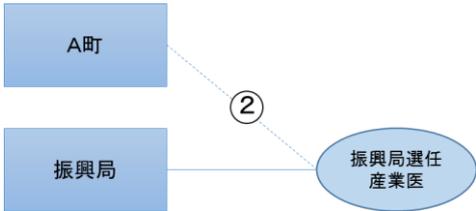
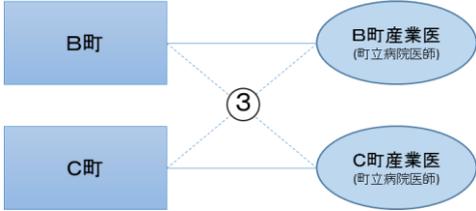
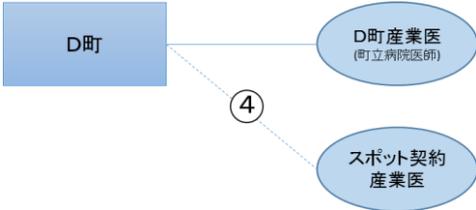
| 区 分 | 現状・課題   |
|-----|---|
| 課題  | 町立病院の医師は、職員であるため無償や低額で選任できる反面、入れ替わりが激しく、いつまでいてもらえるか不安がある。 |
|     | 町立病院の医師が産業医になると、病院職員は上司が産業医となり相談しづらいという声がある。              |
|     | 町内に産業医の資格を持つ医師がおらず選任に苦勞している。共同で選任できるならお願いしたい。             |
| 意見  | 産業医の資格取得経費を管内で補助することにより、管内でも産業医が増えるのではないかと。               |

産業医の共同選任については、多忙な中、産業医をお願いしている団体もあり、すぐには産業医を変えることが難しい実情もあることなどから、本検討部会では、産業医の共同した選任を軸に、課題に応じた方策を検討するとともに、管内の産業医を増加させる方策についても併せて検討を行った。

(エ) 協働方策等の検討

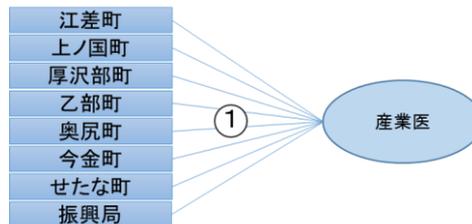
I 連携方策の検討

管内の課題から、共同した産業医選任の方策について、次の4パターンの連携について検討を行った。

|   | タイプ                     | 内 容  |
|---|-------------------------|--|
| ① | 全 団 体<br>同 一 医 型        | <p>全ての団体で同じ産業医を選任し、職場巡回日を合わせることで等によりコストダウンを図る</p>                            |
| ② | 近隣団体<br>同 一 医 型         | <p>近隣の他団体の産業医と同一者を選任し、職場巡回日を合わせることで等によりコストダウンを図る</p>                        |
| ③ | 一 部 相 互<br>選 任 型        | <p>病院職員など上司と産業医が同一者である場合に、職員からの相談対応を他団体の産業医を選任し実施することにより、円滑な労働衛生環境を整備</p>  |
| ④ | 一 部<br>ス ポ ッ ト<br>選 任 型 | <p>病院職員など上司と産業医が同一者である場合に、職員からの相談対応をスポット契約で対応することにより、円滑な労働衛生環境を整備</p>      |

## ① 全団体同一医型

全ての団体で同じ産業医を選任し、職場巡回日を合わせる等によりコストダウンを図る



本パターンは、全ての団体が一齐に同一産業医を選任するものであり、共同して選任することにより、コストダウン効果と安定的な産業医の確保を図ろうとするものである。

全国展開する産業医斡旋事業者では、顧問契約方式という産業医の斡旋とともに産業医業務のサポートを行う契約方式を取り、月額顧問料として一定の額（出張費は別途）のほか、産業医の斡旋時に手数料（10万円）が発生する仕組みとなっているが、事業者では、地域で1名の産業医を斡旋する場合は、手数料の金額は減額が可能とのことであり、出張費とともに、コストダウンを図ることができると考えられる。

現在、産業医を選任している団体では、選任に当たって新たに産業医資格を取得するなどの対応をされている医師もおり、今すぐに産業医を変更することは難しい状況にあるほか、産業医が町職員であることから無報酬等で選任している団体では、コスト増となってしまうことから、近々に本パターンの体制とすることは難しいと考えられる。

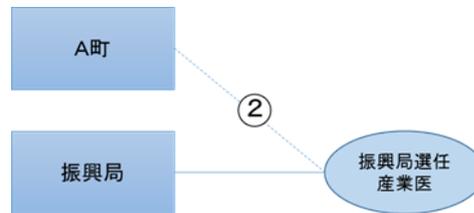
ただし、町立病院の医師が産業医となっている団体では、いつまで医師にいてもらえるか不明であることや、団体によっては医師が高齢化、産業医資格の更新時期の到来など、産業医の持続的な確保については不透明な状況となっている。

また、離島である奥尻町では、フェリーや飛行機など移動時間が長く、費用も多額となり、時化が多い冬期などは欠航が多くなるなど、地域で協働した取組については、難しい面もある。

こうしたことから、本パターンによる産業医の選任方法について、将来的には必要になってくると考えられるが、交通費などコスト面や欠航の場合など個別事情を勘案する必要がある。また、産業医の選任状況によっては、一部の団体間での共同選任も考えられる。

## ② 近隣団体同一医型

近隣の他団体の産業医と同一者を選任し、職場巡回日を合わせる等によりコストダウンを図る



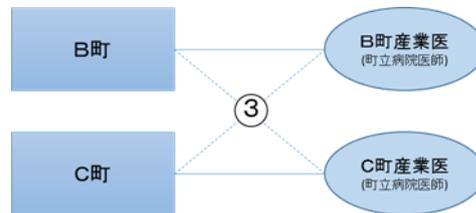
本パターンは、産業医の変更など、産業医を新たに選任しようとする場合、近隣団体と同一の産業医を選任することにより、産業医を探す手間を省くとともに、地域外の産業医を選任している場合は、巡回日を合わせる等により、コストダウンを図るものである。

振興局が選任する渡島管内北斗市の開業医である産業医にこうした対応が可能であるか話を伺ったが、現在、振興局の産業医業務を毎月第2木曜日の午後に行っており、振興局での業務と合わせて近隣町の産業医を担うとすれば、1事業所あたりの業務時間は1時間半ほどかかるので、仮に3カ所以上回るとすると、この日は朝から休診にして対応することが考えられるが、他からのオファーも来ているため早めに決めてほしいとのことであり、振興局と距離が近い団体への対応は可能ということであった。

なお、実際に振興局の産業医を近隣団体で選任する場合は、振興局も窓口になって対応していくことが円滑な産業医の導入に必要と考える。

### ③ 一部相互選任型

病院職員など上司と産業医が同一者である場合に、職員からの相談対応を他団体の産業医を選任し実施することにより、円滑な労働衛生環境を整備



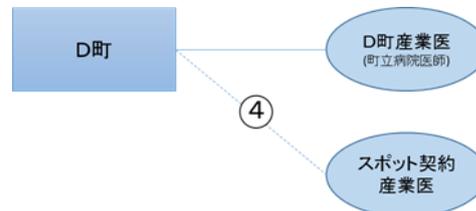
本パターンは、町立病院の医師など、町職員が産業医となっている場合において、町立病院の職員が、労働衛生環境等に関して上司である産業医に相談しづらいといった状況に対応するため、こうした状況にある団体間相互で、相談対応が必要になった際に、他方の産業医を選任し、相談環境を整えるものである。

この場合、町立病院の医師が産業医となっており、ストレスチェック制度の義務化や医師不足の中、多忙となっている医師に新たな負担が生じることは、医師の理解が必要と考えられる。

なお、産業医を複数選任することは、労働基準監督署から可能であると回答を得ている。

#### ④ 一部スポット選任型

病院職員など上司と産業医が同一者である場合に、職員からの相談対応をスポット契約で対応することにより、円滑な労働衛生環境を整備



本パターンは、町立病院の医師など、町職員が産業医となっている場合において、町立病院の職員が、労働衛生環境等に関して上司である産業医に相談しづらいといった状況に対応するため、相談対応が必要となった場合に他の産業医を選任し、相談環境を整えるものである。

産業医幹旋事業者では、スポット契約という、臨時的に産業医が必要となった場合（例：従業員数50名未満の産業医の選任が必須ではない事業所など）に対応した幹旋を行っているが、事業者との契約条件では、産業医が必要になった都度、選任料（10万円）が必要となっている。

また、振興局が選任している産業医へ伺った話では、元々の産業医との連携が必要となってくることから、実際に別の産業医を選任する場合は、パターン③のように相互に選任し合う方が良いのではないかとの意見であった。

#### 選任方法のまとめ

以上のとおり共同した選任方法について検討を行ったが、産業医を巡る各団体の課題は様々であり、喫緊の課題から対応していき、各団体の産業医の状況（医師の退職等）に合わせて、振興局を含めて対応を考えていくことになるのではないかと考えられる。

その際、当初の発想であった全団体での産業医の共同選任については、1事業所にかかる時間も考慮しながら、最適な方法を検討していくことになるかと考えられる。

## II 産業医の増加に係る方策

部会では、管内における産業医資格を取得している医師が少ないことから、産業医資格の取得を促す方策も必要ではないかという意見があったことから、管内の産業医の状況等について調査し、産業医の増加方策について検討を行った。

### 檜山地域の状況

| 管内医師数    | 医師会所属産業医数   | 産業医の選任が必要な企業数<br>(従業員数50名以上の事業所数) |
|----------|-------------|-----------------------------------|
| 江差町 19名  | 檜山医師会 4名    | 江差町 3 奥尻町 0                       |
| 上ノ国町 2名  | 北部檜山医師会 5名  | 上ノ国町 1 今金町 5                      |
| 厚沢部町 3名  | 檜山管内計 9名    | 厚沢部町 5 せたな町 2                     |
| 乙部町 2名   |             | 乙部町 2 管内計 18                      |
| 奥尻町 3名   | 函館市医師会 121名 |                                   |
| 今金町 5名   | 渡島医師会 39名   |                                   |
| せたな町 11名 | 渡島管内計 160名  |                                   |
| 計 45名    | 道南計 169名    |                                   |

(H26北海道保健統計年報)

(H28.11.29現在、北海道医師会調べ)

※公務職場除く  
(総務省統計局：H24経済センサス)

### 産業医資格の取得

#### 産業医となるための要件

医師であることに加え、労働者の健康管理等を行うのに必要な医学に関する知識について、次の要件を備えた者でなければならない。

- 労働者の健康管理等を行うのに必要な医学に関する知識についての研修(※)であって厚生労働大臣が指定する者(法人に限る。)が行うものを修了した者  
(※)現在、①日本医師会の産業医学基礎研修、②産業医科大学の産業医学基本講座が該当
- 産業医の養成等を行うことを目的とする医学の正規の課程を設置している産業医科大学その他の大学であってその大学が定める実習を履修したもの
- 労働衛生コンサルタント試験に合格した者で、その試験の区分が保健衛生であるもの
- 学校教育法による大学において労働衛生に関する科目を担当する教授、准教授又は講師の職にあり、又はあった者
- その他厚生労働大臣が定める者(現在、定められている者はない)

#### 産業医学基礎研修等の内容

##### 【資格取得時】

1時間の研修を1単位とした50単位以上の基礎研修の受講が必要。

##### 基礎研修の内容

- ①前期研修(14単位以上)
- ②実地研修(10単位以上)
- ③後期研修(26単位以上)

##### 【更新時】

5年間の登録有効期間内に、1時間を1単位とした20単位以上の生涯研修の受講が必要

##### 生涯研修の内容

- ①更新研修(1単位以上)
- ②実地研修(1単位以上)
- ③専門研修(1単位以上)

##### 日本医師会の研修

札幌、函館、旭川等で1単位から研修会を開催  
(受講料は1単位数千円程度)

##### 産業医科大学の研修

東京等で6日間の集中講座により50単位取得  
(受講料は8～12万円程度)

管内の医師数は45名で、そのほとんどが公立病院の医師が占めている状況にあり、そのうち、産業医の資格を有する医師は9名のみとなっているが、町立病院の医師が産業医を兼ねることが課題となっている現状からは、管内の医師への産業医資格の取得斡旋は効果がないと考えられる。

また、管内の産業医の選任が必要な従業員数が50名以上の事業所数も、公務職場を除いては18事業所と少数となっており、民間における産業医の需要はそれほど高くないと考えられる。

産業医資格の取得については、上記表のとおり、50単位（50時間）以上の研修を受けることとなるが、医師の休日（土、日曜日など）に研修を受けようとするれば、函館や札幌などで開催される研修会に通うことになり、また、集中講座による単位取得は東京などで6日間拘束されることになるため、相応の旅費や代替の医師の確保が必要となる。

こうした状況から、例えば補助金等による医師への産業医資格取得を促す制度を創設した場合、補助対象経費は「研修費用」、「研修会へ行くための旅費」、「休業補償（代替医師確保経費）」など、その担保としての補助要件は、「産業医の有効期限の5年間は地域の産業医として働くこと」などが考えられるが、いずれにしても近隣の地域を含め医師へのメリットが少なく、一定の産業医増加には寄与すると思われるが、効果は薄いものと考えられる。

#### （オ）まとめ

以上のように、共同した産業医の選任手法や産業医の増加方策について検討・議論を行い、一定の方向付けを行ったが、実施に当たっては、各町・振興局の状況など、地域の実情を十分に勘案のうえ、取組を行っていくことになる。

これからの人口減少社会においては、多様な行政サービスを提供している市町村の内部事務的な課題についても振興局・市町村が一体となった地域全体で対応していくことが重要となると考えられ、こうした産業医など制度的に協働で行うことが想定されていない事務であっても、協働を考えていく必要がある。

#### (4) 協働アドバイザーからの助言

モデル地域検討会における検討・議論に当たり、専門的な見地から助言をいただくため、市町村間の広域連携が困難な地域に対する方策について議論されている、一橋大学・辻琢也副学長（第30次、第31次地方制度調査会委員）に協働アドバイザーを依頼し、次のとおり地域への助言等を実施した。

#### 【モデル地域検討会における検討分野の決定の議論に対する助言】

広域連携は、各市町村の人員配置や委託期間などから圏域全員が歩調を整えて進めることは難しく、連携できるところから少しずつ輪を広げていき、構成市町村の状況により連携から抜けやすい柔軟性のある仕組みづくりが必要である。

地方自治法に基づく事務の共同化の仕組みは、直営で事務を行うことを念頭としていたが、現在は事務のほとんどを委託して行っており、情報システムや道路維持管理の共同化などは、いかにロット（発注量）をまとめるかが連携を行うかの観点となる。個別に発注するのがよいか、まとめて発注するのがよいかを連携する判断になる。

道路の維持管理についても業務委託をしているが、機械の共同使用だけでなく、道路の行政処分の部分を除き包括的に委託で行っているので、業務全体を連携して取り組んでいくべきである。

また、法制執務の協働については、条例や規則を自分で作るということは公務員のやり甲斐の一つと思うので、構成市町村が当番制を作って条例案を作成し皆で共有できる形がよいのではないかと。

#### 【モデル地域検討会各検討部会における検討結果に対する助言】

情報システムについては、やはりロットを大きくして、道内の町村など全体で、五月雨的に行うべきである。情報システムに限らず、連携の内容により、全道での連携、振興局での連携と分けるべきだと思う。土木建築系も発注という観点からは、情報システムと同様、全道での連携が望ましいのではないかと。

法制執務では、各市町村の実力のある職員の連携で、地域を牽引できる職員が出てくればよいのではないかと。企画部門にもこうした会議があればよいと思う。また、法制に関しては、振興局だけではなく道の市町村課なども会議に入っていくべきである。

今後の取組では、こうした会議と併せて首長会議も必要ではないかと。また、こうした会議を重ねていくと、広域連携の必要性に関して出席者の意識も変わっていくので続けることが重要である。

### 3 他県先進事例調査

#### (1) 調査概要

振興局と市町村との協働に向けた検討を進めるに当たり、道内における円滑な取組の実施に資するため、市町村との連携を行っている県における道内で活用可能な取組などについて調査を実施した。

全国でも市町村との広域連携の取組を始める県が増えてきているが、先進的で特徴的な取組を行っている地域を次のとおり選定し、ヒアリング調査を実施した。

| 選定した県 | 選定事由   |
|-------|--|
| 秋田県   | 秋田県では「機能合体」の取組を進めており、県の8つの地域振興局ごとにワンフロア化など地域の実情に応じた取組を行っている。   |
| 奈良県   | 奈良県では、市町村合併に代わる取組として、県と市町村の連携を検討・実現する「奈良モデル」の取組を進めており、知事と市町村長が一堂に会する「奈良県・市町村長サミット」において、課題把握や意見交換等により意識共有しながら取り組んでいる。 |
| 愛媛県   | 愛媛県では、知事と市町長が県・市町連携推進本部を設置し、適切な役割分担のもと「チーム愛媛」として取組を進めているほか、支援担当職員制度等による市町の運営支援や行革甲子園などに取り組んでいる。                      |

## (2) 調査結果

### ア 秋田県

#### (ア) 秋田県における取組とその経緯・背景

秋田県では、「住民サービスの向上」「業務の効率化」「行政コストの縮減」等を図るため、県及び市町村が行う同様又は類似の事務事業等について、双方が一体化又は、共同して行う「機能合体」の取組を平成 22 年度から推進している。

県・市双方の行政経験を有する現知事の公約としてスタートし、平成 21 年度に知事と市町村長とが、県と市町村の協働による住民サービスの向上や、地域の自立・活性化等について対等に議論し合意形成に努める場として設置した「秋田県・市町村協働政策会議」により、機能合体の取組を始めることで合意した。

当初は、「観光」や「地方税の徴収」など 7 つの分野で機能合体の取組を進めることを合意するとともに、平鹿地域振興局と横手市との機能合体、他地域での調査・研究を推進することとし、次年度以降、年 2 回協働政策会議を開催するほか、特定の地域に係る施策、事業等について協議する地域会を開催し、政策等の提案を行ってきた。

平成 25 年 5 月に開催された会議において「人口減少社会に対応する行政運営のあり方研究会」を設置し、市町村同士の連携（水平補完）や県と市町村の連携（垂直補完）等により県全体で将来にわたって継続的に必要な行政サービスを提供するための方策について、県と市町村が共同で研究することとした。

進捗については、「秋田県・市町村協働政策会議」は平成 21 年 10 月に第 1 回を開催してから、年 2 回ペースで総会を開催しており、現在まで、その回数は 14 回を重ねている。総会では基本的に市町村側並びに県の双方から議案が提出され、協議を行なっている。例えば、平成 27 年 11 月に開催された平成 27 年度第 2 回総会では「秋田県・市町村公共施設等総合管理計画推進協議会」の設置が諮られ、その後、平成 28 年 3 月に同協議会を設立、公共施設等総合管理計画の計画策定や推進を目的として総務省職員による講習などを実施、更に公共施設等の共同施設や共同管理についての研究を行っている。

これ以外にも「保安上危険な住家への対応について」といった生活に密着したテーマから、「日本遺産認定への取組推進」といった文化的なものまで、様々なテーマで協議がなされている。

## (イ) 取組内容

### ①秋田県における特徴的な取組

#### 【地域振興局と市町村とのワンフロア化】

平成 17 年 10 月の合併により、横手市と平鹿地域振興局の管轄区域が同一となった。このことにより、県と市町村の事務部門におけるワンフロア化を実施した。

|         |  |
|---------|--|
| 平鹿地域振興局 | ・観光・物産分野：横手市施設にワンフロア化、一元的に実施<br>・商工・農林・建設分野：平鹿地域振興局内にワンフロア化し、事業を一元的に実施 |
| 仙北地域振興局 | ・大仙市の建築確認等業務を仙北地域振興局内でワンフロア化して実施                                       |

- ・平鹿地域振興局と横手市では、ワンフロア化のほか、事務移管、職員派遣、相互併任、類似事業等の連携実施など、分野ごとに機能合体の取組を推進。
- ・ワンフロア化を行ったことで、建設分野においては具体的に、幹線道路計画の策定や共同パトロール、除雪・除草の交換委託を実施した他、建築確認業務の市への移管や県営住宅と市営住宅の入居者同時募集を実施している。

#### 【分野ごとの連携】

「観光・物産分野」「商工分野」「農林分野」においてそれぞれ、類似事業の連携実施・共同化により、業務の効果的・効率的実施、行政コスト縮減等を目指した取組を行っている。

- ・観光・物産分野では、「増田の歴史的まちなみ」を中心とした県内外への情報発信、販路拡大のための販促活動、各種商談会への参加、伝統食や地産地消に係る啓発事業等について、県職員の派遣による情報共有の緊密化を図っている。また、振興局関連予算を市に交付する「予算一元化」により、効率的な事業を実施、観光資源の磨き上げ、協議会等による広域観光の検討を進め、認知度向上に向けた取組を行っている。
- ・商工分野では、自動車関連企業などの「ものづくり産業支援」を目的として、振興局と市とが連携して、交流会や技術向上セミナー等を実施している。
- ・農林分野においては、「担い手の育成」を目的として、県と市が実施する支援事業をワンフロア化と合わせた一体的な活用を図り、ハード・ソフトの両面から幅広く実施。また「農産物のマーケティング」においては、県で実施していた新商品開発や、実需者とのマッチング、農産加工品の販促活動等マーケティング等の業務を市に移管して、県事業・市事業を連携しながら実施している。

## ②主な取組内容

| 連携分野       |    | 内 容   |
|------------|----|---|
| 観光振興       | 取組 | 物産展やPRパンフレットの共同作成などを行うとともに、振興局単位や2～3の振興局管内で外国人観光を実施。  |
|            | 効果 | 観光資源の磨き上げや協議会等による広域観光の検討、認知度向上の取組を進めている。  |
| 消費生活相談     | 取組 | 県生活センター北部消費生活相談室及び、南部消費生活相談室を設置。相談窓口体制の強化とともに、県・市町村の担当者・相談員と一緒に相談業務を行うことを通じた実践研修も実施。                    |
|            | 効果 | 市町村からのあっせん率の向上、消費生活相談員の資質向上が図られている。また県内各市においても、消費生活センターの設立に向けた動きが進んでいる。                                 |
| 職員研修       | 取組 | 県・市長会・町村会の3者で研修実施の基本協定を締結し、県職員と市町村職員等による協議会にて研修カリキュラムの見直しと地区別講座を開催している。                                 |
|            | 効果 | スケールメリットを生かして、多様な研修が効率的に実施されている。全市町村（25市町村）が研修に参加しているが、うち21市町村では人材育成における『職場外研修』の中心施策として位置付けられている。       |
| 地方税徴収対策    | 取組 | 県と全市町村により、「秋田県地方税滞納整理機構」を運営。滞納処分の執行等により、滞納整理を促進している。  |
|            | 効果 | 職員のスキルアップやノウハウの蓄積により、農協出資金、経営所得安定対策交付金等の差押えが増大したほか、換価猶予、繰上徴収してからの交付要求等の滞納整理手法の多様化がみられるなど、一定の効果が認められている。 |
| 生活排水処理     | 取組 | 農業集落排水等の流域下水道への接続、H32稼働予定の県北地区6市町1組合の広域汚泥処理施設の基本設計の実施、H32を目標に秋田市公共下水道と流域下水道の統合。                         |
|            | 効果 | 各統合時期を目標に広域化の取組を推進している。   |
| 道路・橋梁の維持管理 | 取組 | 市町村の道路・橋梁施設点検業務を一括発注する仕組みを整備するとともに、県と市町村の交換除雪を実施。また、県と市町村との間で道路ネットワークの協働に関する協定を締結し、パトロールの一体化を実施。        |
|            | 効果 | 管理区分に拘わらず、効率的かつ良好な除雪等道路管理が推進され、安全で円滑な道路交通の確保を図っている。   |

| 連携分野                 |    | 内 容  |
|----------------------|----|--|
| 秋田内陸<br>活性化本部        | 取組 | 県、北秋田市、仙北市による内陸線利用促進及び沿線地域活性化のための機能合体組織を設置し、利用促進活動の一環として住民意識調査を実施。   |
|                      | 効果 | 機能合体により、情報の共有化が図られるとともに、県・市の事業を連携させることによって、事業の効果的な推進や事務処理の効率化が図られている。  |
| 電子入札<br>システム<br>共同利用 | 取組 | 県の電子入札システムを市町村（大仙市、由利本荘市、男鹿市、鹿角市）において共同利用。   |
|                      | 効果 | システムを維持するための費用はほぼ一定であるため、共同利用参加の自治体が増えることにより、入札事務の効率化ができています。併せて、運営経費も分担することで、各自治体の経費の削減を図ることが可能となった。                                      |
| 災害対応力の<br>強化         | 取組 | 県及び市町村の防災担当職員を対象に、災害対応実務研修を実施するとともに、県・市町村等で構成するワーキンググループをテーマごとに設置し、「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」等を作成している。   |
|                      | 効果 | 市町村及び地域振興局等の防災担当職員が一堂に会して、災害対策本部の立ち上げや避難所運営等の基礎知識を学ぶことにより、災害発生時に地域でどのような初動体制を構築するかの共通認識を持つことができる。また、研修会の開催を一元化したことにより、市町村における経費節減効果も極めて高い。 |
| 公営住宅の<br>効率化         | 取組 | 平成 26 年 10 月より、市町村での活用も想定した公営住宅管理システムを構築し、運営を開始している。この他、県と大館市、横手市との間では市営住宅と県営住宅の手続書類受取窓口の相互利用を実施。更に県営住宅立地市との間で指定管理者制度の活用等事務効率化について協議。      |
|                      | 効果 | 公営住宅管理システムの構築・運用により、公営住宅における入居者及び申込希望者の利便性向上、住宅管理にかかる事務効率の向上を図っている。  |
| 公共施設の<br>共同設置等       | 取組 | 県民会館及び秋田市文化会館に代わる新たな文化施設の設置、セリオン・セリオンプラザ等の一体的管理（同一指定管理者）などについて推進。  |
|                      | 効果 | 施設の共同設置について取組を進めるとともに、他市町村にも広げていく予定。   |

| 連携分野                       |        | 内 容                                   |
|----------------------------|--------|---------------------------------------|
| 公営企業会計<br>適用作業の共<br>同実施    | 取<br>組 | 下水道の固定資産評価等について県・市町村の共同発注を検討。         |
|                            | 効<br>果 | 公営企業会計の適用に向け、共同によるコストカットを検討。          |
| 行政不服審査<br>法に係る第三<br>者機関の運営 | 取<br>組 | 第三者機関の運営について、市町村が県に事務委託を実施。           |
|                            | 効<br>果 | 町村では人選が難しい第三者機関について、県に委託することにより課題を解決。 |

## イ 奈良県

### (ア) 奈良県における取組とその経緯・背景

奈良県では、県と市町村並びに、市町村間での連携・協働により、県全体の人的資源・各種公共施設及び財政資源を有効活用し、市町村が自立して質の高い行政サービスを提供し続けていくための仕組みとして、新たな県・市町村の役割分担の方向性を模索し、「奈良モデル」を構築してきた。現在、奈良県の地域に最適な地方行政の仕組みとして、様々な取組を展開している。

奈良県が「奈良モデル」の取組を進めた背景には、いわゆる「平成の大合併（平成11年～22年）」における市町村合併が進まなかったため、財政力の弱い市町村が多く存在し、持続可能で効率的な行政運営を進めるうえで合併に代わる知恵を出そうと着手に至ったこと。また、地域単位で目を向けると、山間部が多い南部・東部地域は既に過疎化・高齢化が進んでいることに加え、平野部の北西部地域・中部地域も1960～80年代に急激に人口が増加した反動で今後、急速な高齢化が懸念されていることなどがある。

奈良県では、将来にわたって行政サービスを継続的に提供していくために、奈良にふさわしい県・市町村の連携のあり方を検討し、実現していこうとする「奈良モデル」の取組を実施しているところであり、取組を進めるに当たっては、県と市町村は対等の関係にあると考えるとともに、住民サービスの提供に努力している市町村を積極的に支援することが県の役割だと考え、サッカーに例え、県は中盤でゲームを組み立てるミッドフィルダーで、国（ディフェンダー）と市町村（フォワード）の間に立って、自ら構想し、よく考え、よく走り、市町村へうまくボール（情報、お金、しくみなど）を送り、市町村がゴールを決められるよう力を尽くすことが重要だとしている。取組を進める中で「消防の広域化」や「病院の連携」など、市町村単独ではなかなか突破できない事項を知事がリーダーシップを発揮し、推進していた。

また、取組の実効性を確保するため、知事と全市町村長が一堂に会する「奈良県・市町村長サミット」を年5回程度開催し、互いに課題を把握しながら、活発に意見交換するなど、市町村との意識を共有しながら取組を広げている。サミットの実施により、県と市町村間での信頼関係が醸成されていったことや取組における具体的な指標（例：税の徴収率、市町村財政状況等）とその成果を分析し、結果を全市町村長が参加する会議等で公表・情報共有することで、市町村においてもより積極的に取組に参画するなど、より良い関係が構築されている。

## (イ) 取組内容

### ① 奈良県における特徴的な取組

奈良県における「奈良モデル」の取組は先に述べたとおりであるが、「奈良モデル」の効果について、県と市町村の「橋りょう点検業務」の協働に関して、市町村側から見た取組効果について県内の2市町村に対しヒアリングを実施した。

#### 【ヒアリング内容】

| 項目      | 内容   |
|---------|--|
| 主な取組状況  | <ul style="list-style-type: none"><li>市町村が行う橋りょう点検について、県への委託を希望する市町村を含めて県が土木事務所単位で一括発注（「道路法施行規則の一部を改正する省令」が施行され、道路法第2条第1項に規定する道路における橋長2.0m以上の橋は5年に1回の点検が義務化された）。また会計検査も土木事務所ごとに実施。</li><li>「奈良モデル」による連携に際し、県と同じソフトを利用したため、県と市町村との連携がスムーズに行えるようになった。</li><li>点検業務とは別に土木人材（職員）確保に向けて、今年度から県と市町村が合同で、土木技術職員採用試験を実施している。</li></ul>   |
| 取組による効果 | <ul style="list-style-type: none"><li>取組にあたっては町も独自にコストを計算。点検する橋りょう数が増えるほど、コストメリットが大きくなることが明らかになっている。</li><li>町としては、橋りょう監視等の経験に乏しいため、協働化を進めていく中でのノウハウ蓄積が期待できる。</li><li>点検や補修業務に関する書類等が統一され、管理面でメリットがあった。</li><li>また直接的な業務以外でも、連携の取組を通じて、県庁との距離感が縮まり、以前よりも緊密に情報交換できるようになった（ノウハウの共有と合わせて気軽に相談し易くなったことから、連携が進展）。</li><li>全県土木系の部課が集まる「奈良県道路インフラ維持管理連絡協議会」で意見を発信し、人員や資金等のやり取りも含めた様々な内容について検討している（「奈良モデル」開始前から会議はあったが、現在は「奈良モデル」の取組についても情報交換をしている）。</li><li>橋りょうの点検結果、通行止め等処置の必要性が生じた際の煩雑な手続き等について、県の知見活用が期待できる。</li><li>連携により、市町村の枠を超えた災害時の応急対策が可能となった（市町村を跨ぐ迂回路の設定など）。</li><li>県と市町村との情報交換や業務のやり取り、融通等が多くなることで、首長クラスにおける現場状況の把握が促進された。</li></ul> |

② 主な取組内容

| 連携分野                |    | 内 容  |
|---------------------|----|--|
| 消防の広域化              | 取組 | H26 に 37 市町村により奈良県広域消防組合を発足、H28 に通信部門を統合、H33 に完全統合を予定。<br>県は、市町村で構成される「奈良県消防広域化協議会」(H21 年度設立)の協議に積極的に参加(知事や副知事等が出席)し、連携に向けた調整役として主導的な役割を担った。 |
|                     | 効果 | 総務・通信部門の一元化、スリム化により、現場部門への人員配置を手厚くし、消防の現場力を高めるとともに、消防組織全体の合理化を図っている  |
| 公立病院の再編・広域医療提供体制の整備 | 取組 | 救急医療を担っていた 3 つの公立病院を、救急医療 (1 つ)、慢性期医療 (2 つ) に再編。また、ICT を活用し、検査結果の提供や診断に専門的な助言をするなど、へき地でも診療を支援。   |
|                     | 効果 | 急性期から慢性期まで切れ目のない医療体制を構築するとともに、へき地診療所との連携を強化している。   |
| 道路・橋梁の維持管理          | 取組 | 市町村が行う橋梁長寿命化修繕計画の策定、点検、設計、工事について、県への委託を希望する市町村を含めて県が一括発注。国及び県が主催し、維持管理に関する必要な知識及び点検・診断に関する必要な知識の習得を目的として、橋梁点検等講習会を実施。                        |
|                     | 効果 | 市町村職員の技術力向上、橋梁点検・補修設計・工事のノウハウの習得を図っている。  |
| 技術職員採用試験の共同実施       | 取組 | 土木職員の採用において、県庁と 10 市町村とが連携して、共同で一次試験を実施。(一次試験合格者はその後、各市町村が実施する二次試験を受験)   |
|                     | 効果 | 平成 28 年度からの取組のため、現時点では効果未定。  |
| 地方税の税收強化            | 取組 | 県職員を市町村に派遣、あるいは県と市町村職員が相互に併任する形で協働徴収を実施(「職員派遣型協働徴収」)。この取組に加え、近接する市町村で事例研究を実施する「ネットワーク型協働徴収」も実施し、ノウハウやスキルの共有化を図っている。                          |
|                     | 効果 | 県と市町村が連携して税收強化に取り組んだ結果、県内市町村の平均徴収率の改善 (H19 : 91.0%・全国都道府県中 38 位、H26 : 94.0%・同 32 位) を図ることができた。   |

| 連携分野                       | 内 容 |   |
|----------------------------|-----|---|
| 県域水道の<br>ファシリティ<br>マネジメント  | 取組  | 県営水道と市町村水道を「県域水道」として一体に捉え、自然条件や施設形態などの地域特性により、エリアに分けて広域化を検討、推進。県営水道と市町村水道との統合等を進め、資産の有効活用やメンテナンスコストの低減を実施。簡易水道事業のみの地域については、維持管理の改善手法の提案(技術的支援)に加え、簡易水道施設統合が困難な地域が大半を占めるため、より最適な飲料水・生活用水供給手法の検討等を実施。 |
|                            | 効果  | 県が運営する県営水道と市町村が運営する水道との統合を進めることで、県域全体での有効活用・効率化を図っている。広域化によって、水道料金高騰の抑制も見込まれる。  |
| 地域包括ケア<br>システムの構<br>築      | 取組  | 市町村の地域包括ケアシステムの構築について、支援チームによる支援や研修会の開催、補助金やノウハウの提供などにより県が支援。県内 5 地域でモデルプロジェクトを推進し、県有施設跡地等を活用したまちづくりや、在宅医療・介護連携を保健所等が調整役となって実施。   |
|                            | 効果  | H37 年を目指して、地域包括ケアシステム構築の実現に向けた市町村の取組を促進し、県全体として取組を進めている。  |
| 循環型社会の<br>構築               | 取組  | 一般廃棄物処理の広域化、災害廃棄物処理対策、廃棄物の減量化・再生利用等が図られるよう取組を実施。一般廃棄物の広域化の分野では、県と市町村の担当課長で構成する会議を設置し、ワーキングを実施してきた。会議の成果を「奈良県・市町村長サミット」で報告し、全県的に広域化の機運を高めている。  |
|                            | 効果  | 県内 4 地域でごみ処理施設の統合整備により広域化の動きが進展している。広域化により、安定的なごみ処理の継続、及び、行財政運営の効率化が図られるよう取組を進めている。   |
| 移動ニーズに<br>応じた交通サ<br>ービスの実現 | 取組  | 県内の公共交通のあり方を検討するため、知事を会長とし、県内全市町村長、交通事業者代表等からなる「奈良県地域交通改善協議会」を設立。この協議会において、客観的な指標を活用しながら、個別のバス路線単位で運行形態のあり方を関係者間で協議にしている。   |
|                            | 効果  | 奈良県地域交通改善協議会等において、データや指標を活用して議論を行うことにより、市町村や交通事業者から、具体的な改善策の提案がなされるようになった。協議会の議論を経て、事業者が運行する路線を代替する形で、市町村域を越えた「南部地域連携コミュニティバス」の運行を開始した。   |

| 連携分野         | 内 容 |  |
|--------------|-----|--|
| 連携協定によるまちづくり | 取組  | 地域性を活かしたにぎわいのある住みよいまちづくりを県と市町村が一体的かつ計画的に進めていくことを目的に「まちづくり連携協定」を段階的に締結しながらまちづくりを推進。   |
|              | 効果  | 県と市町村が構想段階から事業実施まで一体的に検討することにより、効果的にまちづくりが推進できる。県が先進事例の紹介や技術的助言、協働での構想・計画策定を実施することにより、まちづくりに関する市町村職員のスキル向上に繋がる。県有資産や県有地を市町村のまちづくりの拠点として有効に活用できる。 |

## ウ 愛媛県

### (ア) 愛媛県における取組とその経緯・背景

愛媛県では、取組を進めるに当たっての背景として、住民ニーズの多様化や、国際化、情報化、少子高齢化など社会環境の変化等により、地方自治体の業務の幅が拡大してきた結果、県と市町がお互い似通った業務や同様の目的を持った施設整備を行うケースが増加しており、そうした県と市町村の二重行政を解消するためには、国において、県と市町村の役割分担を整理することが必要となるが、一方で、それを待っている地方を取り巻く環境の変化に対応することができないことから、地方自らが率先して二重行政の解消を進めることが必要と考え、県と市町村の連携を強化し、それぞれの組織の垣根を乗り越えて互いに類似・重複する分野を可能な限り削減するとともに、共通した行政課題に協力して取り組むこととなった。

また、愛媛県では、平成の大合併により市町村の合併が進み、合併前の70市町村(うち68市町村が合併に参加)から20市町村に減少したことから、市町村の平均人口・平均面積が3倍以上に拡大し、合併団体においては、広域化が進むとともに財政力の脆弱な小規模市町村の合併により、全体的に財政力が向上した結果となったことも二重行政の解消という命題に迫り着いた背景の一つにあると考えられる。(平成27年2月には県と市町村が連携して合併の検証を行い、アンケート結果で要望が多かった「一層の行政・財政の効率化」など一丸となって取り組むこととしている。)

こうした背景により、平成22年から知事と市町長が「県・市町連携推進本部」を設置し、連携施策について協議を行い、県と市町が連携し適切な役割分担を図りつつ一体となって総合力を発揮する「チーム愛媛」を立ち上げ、平成24年3月に税務職員の相互併任やメンタルヘルス対策の合同実施など3分野の連携を進める「愛媛県・市町連携推進プラン」を策定、以降、毎年度、新たに取るべき連携施策を県・市町双方から提案し合い、協議・検討を行って各年度版のプランを作成しており、平成29年度版プランまでに151の新規施策を創出し実行してきている。

平成27年度からは、これまでの施策の成果や連携意識の醸成から、取組の第2ステージとして、人口問題対策など県と市町が直面する大きな課題や目標について「重点連携項目」として設定し、翌年度のプランから具体的な施策を盛り込むなど、県と市町が共同した課題解決に向けた取組を進めている。

平成28年度は、重点連携項目に、「人口問題対策」として子育て支援員研修の実施など5項目、「防災・減災対策」として防災士の養成など5項目、自転車新文化の創造として愛媛サイクリングの日関連イベントの実施など4項目の計14項目を掲げるとともに、一般連携項目として観光体験情報の発信など5項目を連携施策として取組を進めている。

## (イ) 取組内容

### ① 愛媛県における特徴的な取組

|  |   |
|--|---|
| <b>【チーム愛媛による「市町の運営支援」の取組】</b><br>「チーム愛媛」の取組として、県・市町連携推進本部による県と市町による広域連携と平行して、県による支援担当職員制度やサポートBBSの運用など「市町の運営支援」や、全国の自治体の行政改革の事例発表、表彰を行う「行革甲子園」などの取組を行っている。 |   |
| 支援担当職員制度   | 県職員が各市町の担当となり、各市町からの相談や照会にワンストップで対応。新たな地域課題への対応をはじめ、小さなものから部局横断的なものまで様々な相談案件を対象とし、市町支援担当職員がコーディネータとなって、課題の解決に取り組む。  |
| サポートBBS  | 市町共通の課題やその解決策について、時機を失することなく、他市町の事例を共有（情報収集・提供）することで、スムーズでよりきめ細かな対応が可能となるよう電子掲示板（BBS）を開設。<br>書込みは、市町振興課が所管する人事給与・自治制度・連携・選挙・財政・税政のほか、地域課題に関するものを対象とし、電子掲示板の情報伝達の迅速性や双方向性を活用し、市町間の横の連携や情報共有に迅速に対応。 |
| 行革甲子園  | 全国の市町村が自治体間で行政改革の優良事例を共有し、自らの取組に活用することで、行政改革のより一層の推進を図ることを目的に、全国から行革事例を募集し審査・表彰を実施。これまで3回（H24・H26・H28）開催。<br>大会終了後、応募のあった全ての取組事例を掲載した事例集を作成するとともに県ホームページに掲載。                                      |

② 主な取組内容

| 連携分野         | 内 容 |   |
|--------------|-----|---|
| 自転車文化の振興     | 取組  | <p>スロートーリズムや健康志向の高まりからサイクリング人口が増加する中、県では、しまなみ海道など有名なサイクリングコースを有することから、国内外の観光客やサイクリストを県内の観光地に誘導するなど、自転車を活用した地域活性化に取り組んでいくため、快適性・利便性の向上として全県版サイクリングマップの作成や、安全性の確保の観点からの道路のブルーラインの設置、自転車安全利用促進条例による自転車ルールの教育の取組を開始。</p> <p>以降、サイクルトレインの運行回数を拡大やサイクルオアシスの整備・拡充、自転車安全利用セミナーの開催、「愛媛サイクリングの日」関連イベント等を実施。</p> |
|              | 効果  | <p>海外旅行メディア・旅行情報サイトで「世界で最もすばらしい7つの自転車道」「世界の魅力的なサイクリングルート 50 選」等に掲載されたほか、台湾の自転車メーカーと知事のトップ交流を通じた、インバウンド誘致活動にもつなげ、全県的な自転車観光、自転車文化を発信。</p>   |
| 道路・橋梁の維持管理   | 取組  | <p>道路施設点検受託事業として、橋梁やトンネル等の点検業務について市町から受託契約を締結し、県による点検業務を実施。</p>   |
|              | 効果  | <p>技術職員不足が課題となっている市町の土木施設の点検業務に係る負担が軽減された。</p> <p>H28 受託施設数：橋梁 310 橋、トンネル 9 本</p>   |
| 職員のメンタルヘルス対策 | 取組  | <p>平成 24 年度に県・市町共同で県地方局・支局に精神科医・保健師を置く健康相談室を設置。</p>   |
|              | 効果  | <p>共同設置により財政負担の軽減及びメンタルヘルス対策の充実が図られた。</p> <p>H24. 4～H28. 12 相談件数 3, 467 件(うち市町分 1, 385 件)</p>   |
| 地方税の徴収強化     | 取組  | <p>税務職員の相互併任により、合同滞納整理等を実施。</p> <p>(H24～4 市町、H26～7 市町、H28～1 町で実施)</p>   |
|              | 効果  | <p>H28. 12 までに次の個人住民税滞納繰越額が削減された。</p> <p>(県 2 億 3, 011 万円、市町 2 億 9, 664 万円)</p>   |
| 県・市町の合同庁舎化   | 取組  | <p>愛南町が新築した役場庁舎に県土木事務所等が入居。</p>   |
|              | 効果  | <p>災害時に迅速な対応が図られるとともに、庁舎建設費・維持管理費を縮減</p>  |

| 連携分野               |    | 内 容   |
|--------------------|----|---|
| 空き家対策              | 取組 | 特定空家等の判定基準（案）及び空家等対策計画（標準モデル）を県が作成するとともに、老朽危険空家等の除却支援事業を実施。                 |
|                    | 効果 | 特定危険空家等の除却が進むとともに、各市町において空家等対策計画の作成が促進されている。                                |
| 入札契約業務             | 取組 | 建設工事等の電子入札システムを県と 10 市町が共同開発し、H26 から運用を開始。現在は 14 市町において運用。                  |
|                    | 効果 | 導入経費や運営費のコスト削減が図られている。<br>（年平均削減額 県 1,400 万円、14 市町 3,900 万円）                |
| 災害時における市町相互応援態勢    | 取組 | H28.2 に災害時における愛媛県市町相互応援に関する協定を締結し、具体的な手続きを定めたマニュアルを策定。                      |
|                    | 効果 | 市町間の迅速かつ円滑な相互応援が可能となった。   |
| 学校における防災力強化        | 取組 | 東日本大震災や熊本地震を受けて、防災意識が高まっていることから、学校における防災力を強化するため、県主催の「防災士」養成講座に市町の教職員が参加。   |
|                    | 効果 | 防災士資格取得者増により防災力が強化されたとともに、取組市町による防災士養成費用の削減が図られた。<br>（効果額 855 万円）           |
| 災害時における障がい者意思表示カード | 取組 | 県が障がい者意思表示カードに関する統一ガイドラインを作成し、各市町においてカードの詳細を決定し作成・配付。                       |
|                    | 効果 | 障がい者意思表示カードについて H28 年度中に全 20 市町で配付を予定している。                                  |
| 公衆無線 LAN 環境の整備     | 取組 | 民間通信事業者が避難所や県市町庁舎 830 箇所公衆無線 LAN 機器を設置、H30 末までに主要観光施設 2,000 箇所の設置を目指し取組を拡大。 |
|                    | 効果 | 効果額 設置費約 9,924 万円、維持費約 1 億 6,375 万円/年<br>（自治体が独自整備した場合の見込み経費との差）            |
| 行政広報誌面の活用          | 取組 | 県・市町の広報誌にイベント情報等を相互掲載。  |
|                    | 効果 | 広告料節減効果額（県 約 400 万円、市町 約 400 万円）  |
| 住宅改修支援による移住促進施策の強化 | 取組 | 移住者向けの住宅改修支援制度を構築（H28～）。  |
|                    | 効果 | 人口減・集落対策に対する即効性の効果を期待。<br>集落等の担い手等の確保。                                      |

### (3) まとめ

3 県の調査結果から、秋田県では、行政サービスの向上、業務の効率化、行政コストの縮減という観点、奈良県では、質の高い行政サービスの提供という観点、愛媛県からは、二重行政の解消という観点から県と市町村の連携の取組が始まったものであるが、その背景は、平成の大合併により、一定程度、行政の効率化や財政基盤の強化が図られたとする地域がある一方で、小規模で財政力の脆弱な市町村が多く存在しているなど様々な状況下で取組が実施されていることが分かった。

各県とも共通しているのは、県と市町村の連携について、自らが考え、実行している点であり、取組を進めるに当たっては、地域の実情を市町村と十分に情報共有したうえで連携を進めている点である。言い方を変えれば、知事と市町村長との認識の共有であったり、県職員と市町村職員の課題の共有などが行われているとも言えるのではないかと。

また、取組内容については、3 県で共通するものや地域の実情に応じて実施されているものが見受けられるところであるが、いずれも現在進行形であり、道路・橋りょう点検業務の一括発注といった技術職員の不足など、小規模市町村の実情によるものから広域観光など地域振興の取組も実施されており、連携の対象や枠組みにとらわれず柔軟に取組を進めているなど、新たな分野の検討や取組の深化についても、検討・検証を行う P D C A サイクルが確立されている。

しかし、3 県とも取組に至るまでには、公表されているだけでは分からないが、今回のヒアリングにおいて、市町村との調整・協議をはじめ、県庁内における調整など多くの人と時間を費やしながらか進めており、新たな分野の連携に当たっては、常にそうした経過を経ている。

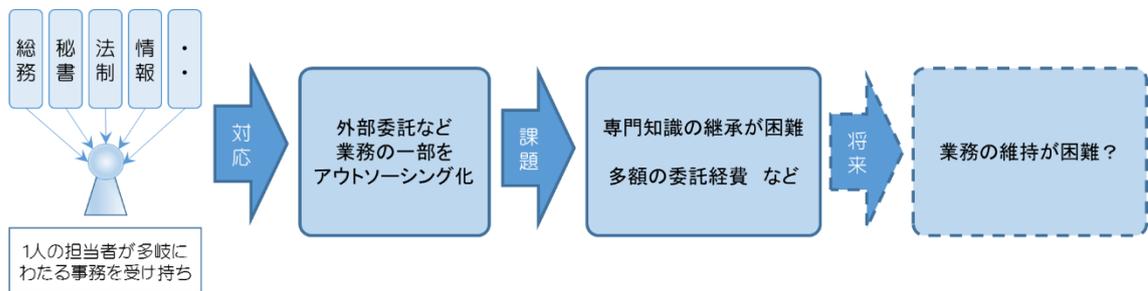
こうしたことから、今後、道内における振興局と市町村の連携を進めていく際、地域の課題の把握や連携する分野の選定に当たり、振興局と市町村が十分に互いの立場で議論し、協働の姿を共有しながら、着実に進めていくことが大切である。

#### 4 まとめ

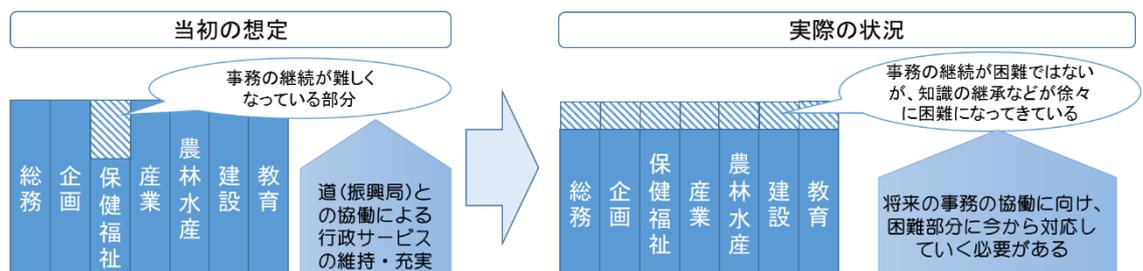
##### (1) 検討結果に見る小規模市町村の現状

今回、部会により検討を行った法制執務と情報政策の分野で顕著であるが、担当する職員が職員が減少する中、1人の担当者が多岐にわたる事務を受け持っており、特定の専門技術職員として採用されている訳ではない事務職員が、新たに生じた事務も含め、ひとつひとつの事務を勉強しながら対応することは時間的に困難となっている。

こうした状況は、法制や情報の分野のみならず、全ての事務で同様の対応をしており、各市町村では、外部委託などのアウトソーシングを行いながら、行政サービスを維持している状況にあるが、弊害として、多額の委託経費の負担のほか、職員の知識の向上や継承が困難になってきている状況にある。



本事業の取組当初は、市町村が持つ事務の中で、維持することが厳しい事務を、振興局と各町間の連携により対応することを想定して取組を進めたが、市町村の実情は、先に述べたように、アウトソーシングなどを活用しながら行政サービスは維持されている状況にあり、課題は業務多忙の中にあっても知識を向上させていくことや、新たな制度の創設・制度改正時に内容を理解する時間の短縮（端的に、どう変わるから何をしなければならぬといった内容の把握。具体的には膨大な制度改正等の資料を読む時間の短縮など）を市町村職員が求めていることが分かった。



こうした状況は、人口減少が今後も続き職員数がさらに減少する中、一方では今後も市町村の業務が増えていくことが想定されるため、業務の継承が困難となる前段階にあると考えられることから、将来の市町村事務との連携や補完に備え、今から市町村のニーズに対応した連携を行っていくことが、今後の道が進める市町村との協働の出発点であると考えられる。

## (2) 市町村との連携の方向性と今後の取組

市町村においては、現状では、業務委託や市町村間の連携により行政サービスの維持・充実に取り組んでいるが、(1)で述べたように、円滑に業務を進めることが少しずつ困難になってきている実情にあることから、事務の軽重を問わず、協働によって課題を解消していく取組が必要である。

他県調査では、市町村との連携の取組を知事の公約として掲げ、知事と市町村長による会議で理解・合意を得るなど、双方のリーダーシップのもと実施されており、こうしたリーダー間の合意の仕組みを作ることも取組を進める上で非常に重要である。

今回、道では振興局と市町村の職員で協働の検討を行ったが、他県においては本庁による調整が重要となっており、市町村の課題の抽出や事務を実施する各振興局地域のサポートとして、道本庁の庁内調整体制をより充実させる必要がある。

これまで、道では包括的な市町村との協働の取組の蓄積がなかったため、市町村においても、どこまで道が連携できるのか、取組のイメージがつかないといった部分もあったが、人口減少社会に対応し、限られた職員と予算により、多様な市町村の行政サービスを提供していくためには、地域の実情をしっかりと見極め、道も含め地域で協働した取組がますます重要となってくる。

今後は、平成28年度の取組を踏まえ、檜山地域については、法制執務、情報システム、産業医の3つの検討部会の取組を実践し内容を深化させていくとともに、継続検討となった技術職員や道路維持に関する分野についても引き続き連携方策の検討を進めていく。

また、他の振興局地域においても取組を開始していくこととし、檜山地域や全国の取組事例を活用しながら、市町村が抱える課題を把握したうえで、振興局と協働が可能な事務・事業を抽出し、市町村との協働方策について本庁各部と調整を図りながら検討を行い、実現が可能なものから取組を進めていく。